

(案)

(仮称)

池田市バリアフリーマスターplan

～移動等円滑化促進方針～

令和2年3月
池田市

目 次

1. (仮称) 池田市バリアフリーマスターplanについて	1
1- 1 計画策定の背景と目的	1
1- 2 計画の位置づけ	1
1- 3 計画期間	9
2. 池田市のバリアフリーを取り巻く環境	10
2- 1 池田市の概況	10
2- 2 池田市バリアフリー基本構想の実施状況	13
2- 3 公共施設におけるバリアフリー化状況	19
2- 4 バリアフリーに関する実態・意見	20
3. (仮称) 池田市バリアフリーマスターplanの基本的な考え方	23
3- 1 マスターplanを考える上で必要な観点	24
3- 2 池田市のめざす姿	25
3- 3 課題と方向性	27
4. 移動等円滑化促進地区の区域、生活関連施設、生活関連経路	28
4- 1 基本的な考え方	28
4- 2 法令等における位置づけ	29
4- 3 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路の設定	30
5. 移動等円滑化の促進に向けた取組	37
5- 1 取組の考え方	37
5- 2 取組の内容	38
5- 3 当事者参画による課題等の明確化と整備の推進	39
5- 4 先進技術の活用による課題解決策の検討	41
5- 5 多様な関係者のコミュニケーションによる相互理解・ユニバーサルマナーの向上	42
5- 6 統合的な情報提供や相互連携の仕組みづくり	43
5- 7 店舗や民間事業者、団体等の取組を後押しする仕組みの検討	44
5- 8 関係者同士が連携した活動や交流の場づくりの推進	46
5- 9 当事者意見の継続的な把握と評価	47
6. 届出制度	48
6- 1 届出制度の概要	48
6- 2 届出制度の対象の指定	48
7. バリアフリー化の推進に向けた進め方と推進・評価体制について	49

1. (仮称) 池田市バリアフリーマスターplanについて

1-1 計画策定の背景と目的

本市においては、平成 18（2006）年 3 月に、当時施行されていた、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号。通称「交通バリアフリー法」）に基づき、池田市バリアフリー基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）を策定し、道路・旅客施設等のバリアフリー化や、心のバリアフリーなどについて取り組んできました。

しかし、社会情勢の変化とともに、建物も含めたバリアフリー化の推進や、中長期的にバリアフリー化を図るべき区域の再検討、身体障がい者だけでなく精神障がい者や妊産婦、外国人など対象者の多様化などが求められるようになり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。通称「障害者差別解消法」）や、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 100 号。通称「ユニバーサル社会実現推進法」）の公布・施行など、近年、障がい者等を取り巻く環境が大きく変化しています。

これらを受け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）が平成 30（2018）年 5 月に改正され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化の一つとして、市町村がバリアフリー方針を定めるマスターplan制度が創設されたことを受け、このたび、本市におけるバリアフリーのまちづくりに向けた方針を示すため、「(仮称) 池田市バリアフリーマスターplan」を策定することとしました。

1-2 計画の位置づけ

（1）移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）

バリアフリー法第 24 条の 2 第 1 項に、「市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。」と定められています。

(仮称) 池田市バリアフリーマスターplanは、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針（以下「マスターplan」という。）であり、市全体のバリアフリーに関する方針を明確にし、考え方を共有するために作成するものであり、これまでの駅周辺の重点整備地区（下図青色）の取組に加え、高齢者や障がい者等の利用施設が集まる地区の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものです。



図 1-1 マスターplanイメージ

(2) マスタープランとバリアフリー基本構想の関係

以下に、マスタープランと、バリアフリー基本構想の関係を示します。

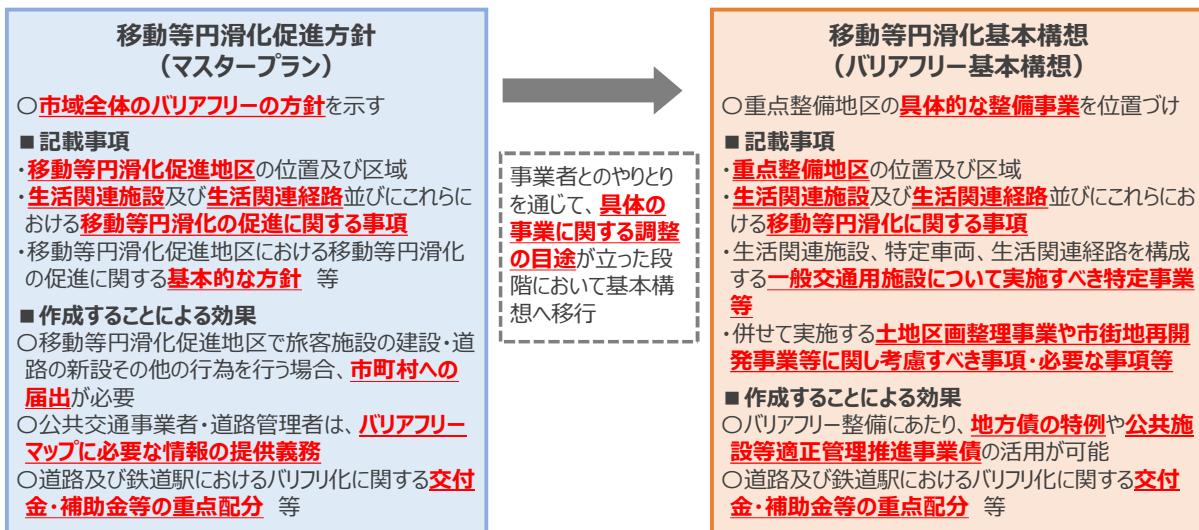


図 1-2 マスタープランとバリアフリー基本構想の関係

(3) マスタープランの位置づけ

マスタープランは、市域全体のバリアフリーの方針を示すもので、都市計画等との調和が保たれたものでなければならないとされており、また、具体事業の調整が可能な地区においては、重点整備地区としてバリアフリー基本構想の策定に繋げていくものです。

加えて、本市の最上位計画である総合計画や、福祉、子育て、環境、防災等の計画においてもバリアフリーに関する取組、施策が定められており、多様な分野と連携・整合した計画として位置づけます。

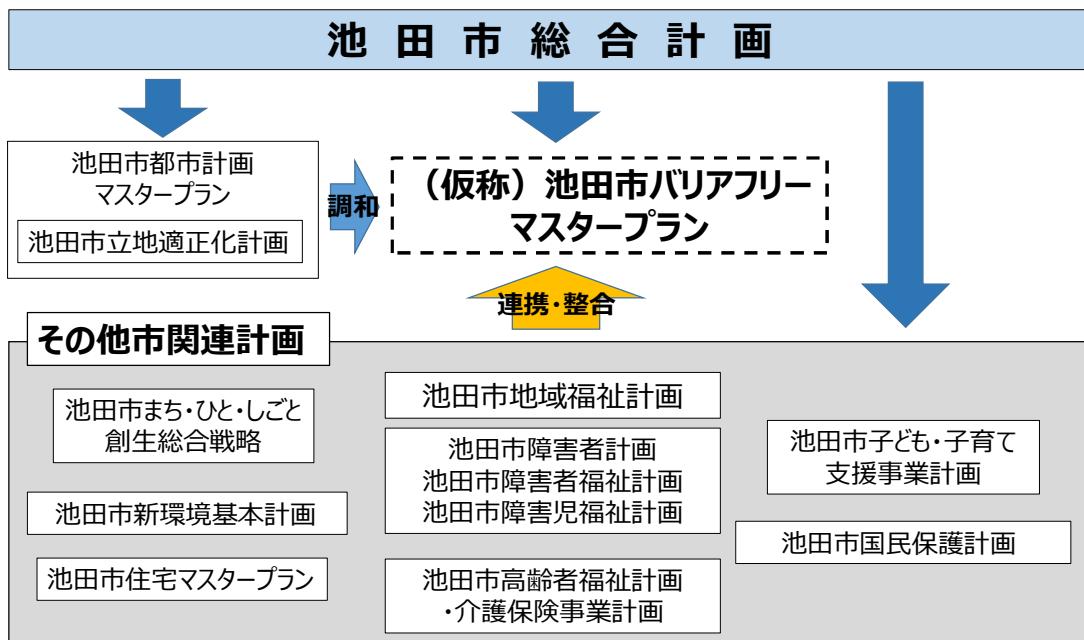


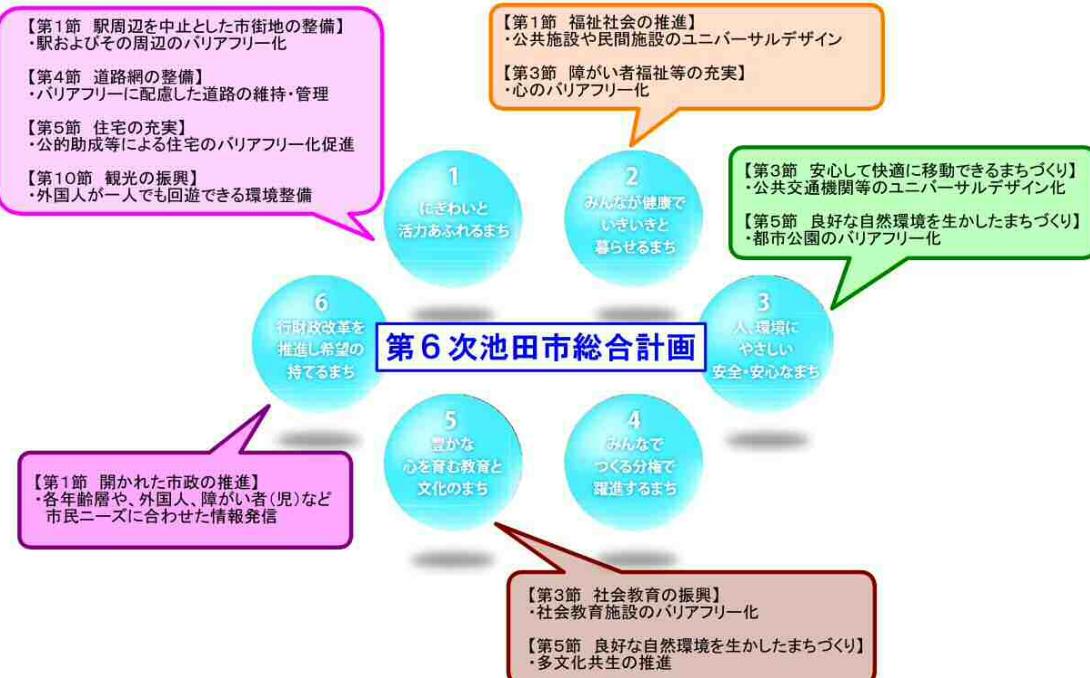
図 1-3 マスタープランの位置づけ

(4) 上位計画・関連計画等

1) 総合計画等

- 活力があり、みんながいきいきと暮らせるまちづくり等に向け、駅周辺や道路のバリアフリーに加え、民間施設も含めたユニバーサルデザインや、外国人に配慮した環境づくり等が、幅広く位置づけられています。

«第6次池田市総合計画»



«池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略»

2. 基本方針

~「住んでみたい」「住み続けたい」まち池田~

- ・「活力ある池田の創生」を合言葉に、地域分権制度をはじめとした住民参加のまちづくりを推進し、住民のまちへの誇りや愛着を強化
- ・既存施策等の効果的周知をはじめ、教育や子育て支援の充実等による「教育日本一のまち」「子ども・子育て支援日本一のまち」、高齢者にとっても住みやすい環境の整備による「生涯活躍できるまち」のブランド定着による人口流出抑制・流入促進

4. テーマと基本目標

- よびこむ
観光の振興、各種団体等との連携強化などにより「ひと」をよびこむ
- つくる
商業の振興、就労・起業支援などにより「しごと」をつくる
- そだてる
結婚・出産・子育ての支援、教育の充実などにより若い世代の希望をかなえる
- つながる
高齢者も暮らしやすく、生涯活躍できる「まち」をつくる

2) 都市計画

○各拠点の機能を強化しコンパクトな都市構造の形成していくため、高齢者や子育て世代が暮らしやすい環境や拠点・交流空間の整備を進めることとしています。

«池田市都市計画マスターplan»

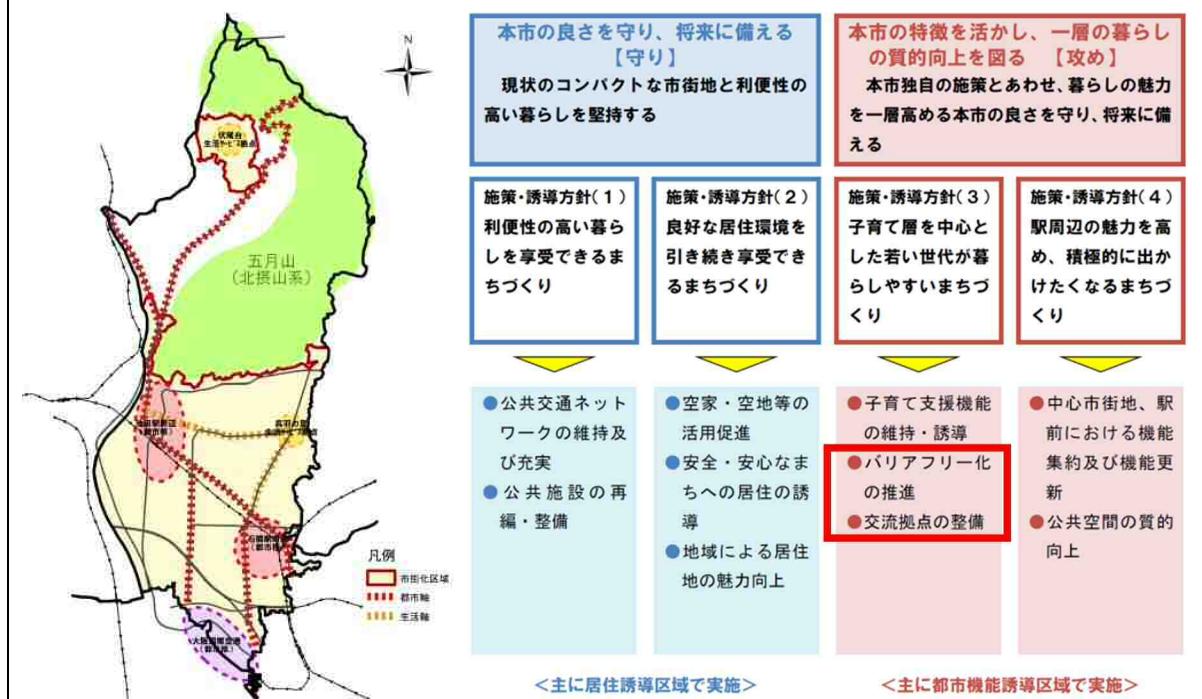
▼都市づくりの力点



«池田市立地適正化計画»

▼めざす都市の骨格構造

▼誘導施策の考え方

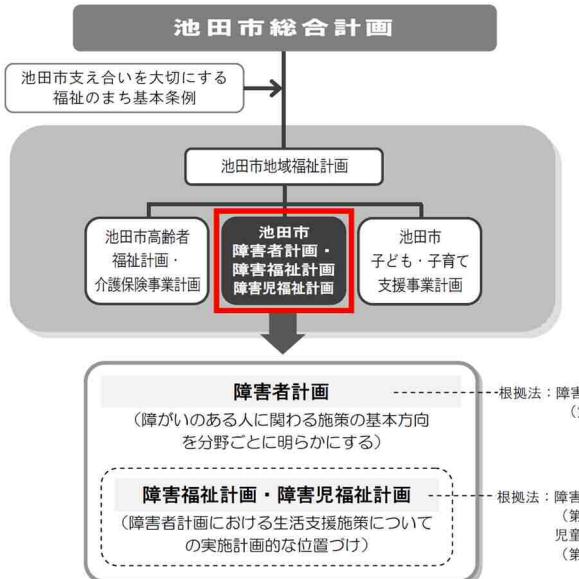


3) 福祉政策

○障がい者が外出しやすいまちづくりに加えて、外出支援の充実や社会参加の促進なども求められています。

«第5期池田市障害者計画・第5期池田市障害福祉計画・第1期池田市障害児福祉計画»

▼計画の位置付け



▼施策の体系

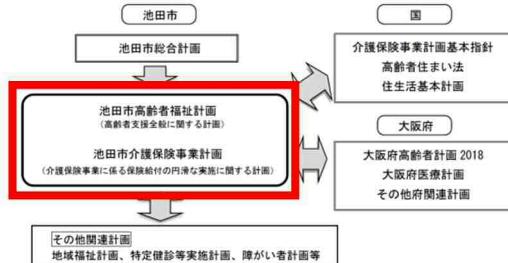
まち 支え 合 うま ら し い い に 尊 重 し い い	啓発・交流活動の推進 ①福祉教育の推進 ②地元福祉活動の推進 ②ボランティア活動の推進 ③権利擁護の推進 ④差別解消・虐待防止
安心して暮らせるまち	①広報・情報提供の充実 ②相談支援体制づくり ①健康づくりの推進 ②医療・リハビリテーション体制の充実 ③精神保健福祉施策の推進 ①在宅生活の支援 ②日中活動の場の充実 ③生活の場の確保 ④各種制度の活用
自分 で き ら か 輝 き	①福祉のまちづくりの推進 ②外出しやすいまちづくり ①防災対策の充実 ②防犯対策の充実
発達支援・教育	①障がい者の早期発見・療育体制の充実 ②子育て支援の充実 ③学校教育の充実 ①就労機会の拡大と就労支援 ②福祉の就労の場の充実
雇用・就労	①外出支援の充実 ②意思疎通支援の推進 ③スポーツ・文化活動等の振興
社会参加	④社会参加の促進

«第3期池田市地域福祉計画»

基本理念	すべてのひとが、住み慣れた地域においてそのらしく、いきいきとこころ豊かに安心した生活をおくり、ともに社会参加のできる福祉のまちづくり
めざすべき姿	みんなでつながる地域
施策展開の基本目標	目標1 ふれあい・支えあい・学びあいのまちづくり 目標2 住み慣れたところで支援が受けられる体制づくり 目標3 健康で、安心できる予防重視のまちづくり 目標4 未来に広げる魅力ある地域づくり
計画推進にあたっての視点	視点1 地域に密着した取り組みを進めます 視点2 利用者主体の福祉サービスを進めます 視点3 住民参画で進めます 視点4 ネットワークの連携により進めます
目標1 ふれあい・支えあい・学びあいのまちづくり	取組1 福祉に関する意識づくり ①福祉に関する意識の把握と啓発の推進 ②福祉教育、体験学習の推進 取組2 地域におけるふれあい・支えあいの推進 ①地域における多様な住民交流の促進 ②地域における支えあい活動の促進 取組3 NPO・ボランティア活動の推進 ①ボランティアの育成・確保 ②NPO・ボランティア活動への支援 取組4 人材育成とネットワークづくり ①地域福祉の推進によるネットワークの形成 ②地域福祉を推進するための人材と仕組みづくり
目標2 住み慣れたところで支援が受けられる体制づくり	取組1 情報の共有と提供体制の充実 ①情報提供体制の充実 ②連携を通じた情報共有の推進 取組2 相談支援体制の充実 ①行政・関係機関における相談支援体制の充実 ②地域における相談支援体制づくり 取組3 サービス利用の仕組みづくり ①サービス提供体制の充実と質の向上 取組4 権利の尊重と擁護 ①権利擁護と生活支援の推進 ①生涯を通じた健康づくりの推進 ②高齢者福祉・介護保険事業の充実 ③障がい福祉施策の推進 ④子ども・子育て支援施策の推進 ⑤生活福祉施策の推進 ①人権教育・人権啓発の推進 ②虐待や暴力の防止に向けた取り組みの充実 ③人権擁護・救済方法の充実
目標3 健康で、安心できる予防重視のまちづくり	取組1 分野別施策の推進 ①生涯を通じた健康づくりの推進 ②高齢者福祉・介護保険事業の充実 ③障がい福祉施策の推進 ④子ども・子育て支援施策の推進 ⑤生活福祉施策の推進 ①人権教育・人権啓発の推進 ②虐待や暴力の防止に向けた取り組みの充実 ③人権擁護・救済方法の充実
目標4 未来に広げる魅力ある地域づくり	取組1 地域資源を生かした魅力あるまちづくり ①地域資源を生かした多様なふれあいの促進 取組2 福祉の視点に基づくまちづくりの推進 ①すべての人が暮らしやすい住環境の整備 ②「福祉のまちづくり」の普及・啓発 ③安全・安心・快適に利用できる道路交通環境 ④利用しやすい交通手段の確保・充実 取組3 基礎の安全対策の推進 ①災害に強いまちづくり ②防犯対策の推進

«第7期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画»

▼計画の位置づけ



▼施策の体系



4) 子育て・国民保護

○子育ての場や避難施設等においても、バリアフリー化等を進めいくこととしています。

«池田市子ども・子育て支援事業計画»

▼計画の基本理念

子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、
いけだ

- 子どもの権利を尊重します。
- ともに育ち、ともに歩む子育てを考えます。
- 地域・社会の輪の中で次代の親となる子どもの健やかな育ちを見守ります。
- 子育ての喜びがより広がる施策を推進します。
- 子育てと仕事が両立できる社会を考えます。

▼計画の基本目標

基本目標

1. 子育ち・親育ちを応援する環境づくり
2. 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
3. 仕事と生活の調和を実現できる環境づくり
4. 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり
5. 子どもの人権を守る環境づくり

▼次世代育成支援施策の展開

第4節 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

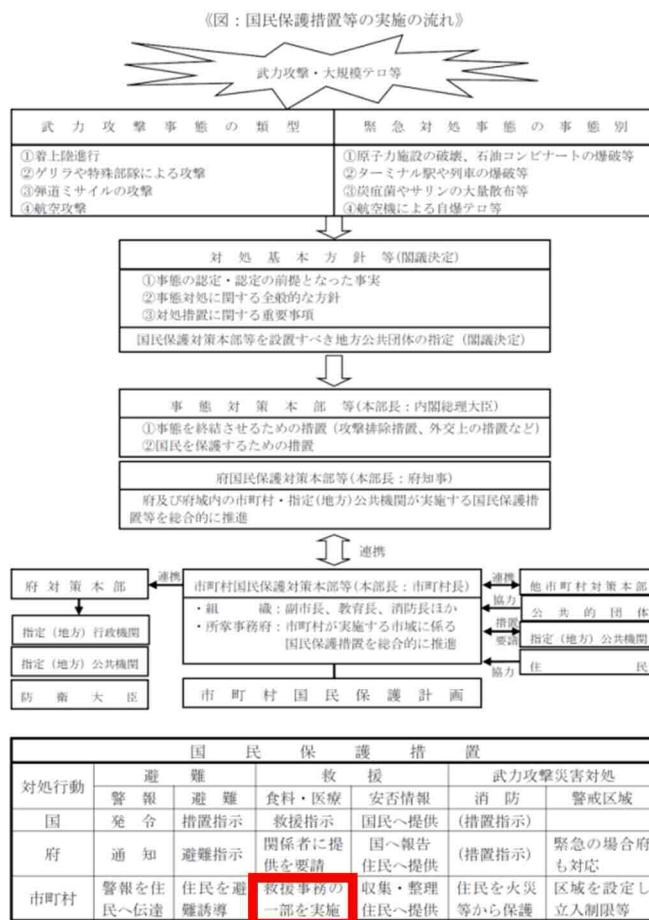
1. 子育て家庭が安心して生活できる環境の整備・充実

子どもや子育て家庭を含め、地域に暮らすすべての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりをめざすことが重要です。

生活の基盤となる住まいの整備・充実をはじめ、道路や歩道、公共施設のバリアフリー化など、関係機関・団体と連携し、進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりに取り組みます。

«池田市国民保護計画»

▼環境づくりに向けた取組の体系（抜粋）



3 救援の内容 – (2)収容施設の供与 留意事項(工)

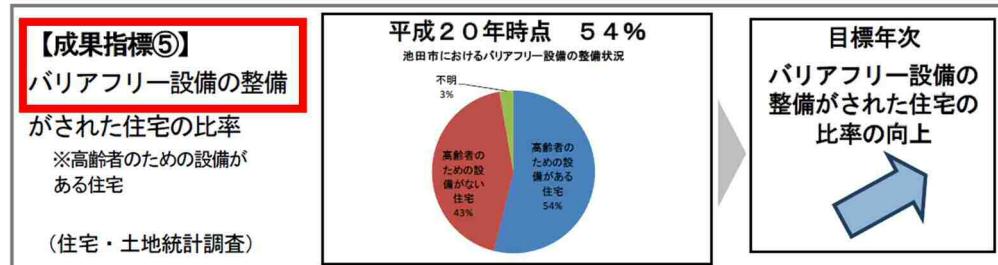
避難行動要支援者への配慮（施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など）

5) 住まい・環境

○良好な住まいや環境づくりにおいても、高齢者等が暮らしやすいまちづくり、バリアフリーの推進等を進めいくこととしています。

«池田市住宅マスタープラン»

▼計画の基本目標を達成するための成果指標（抜粋）

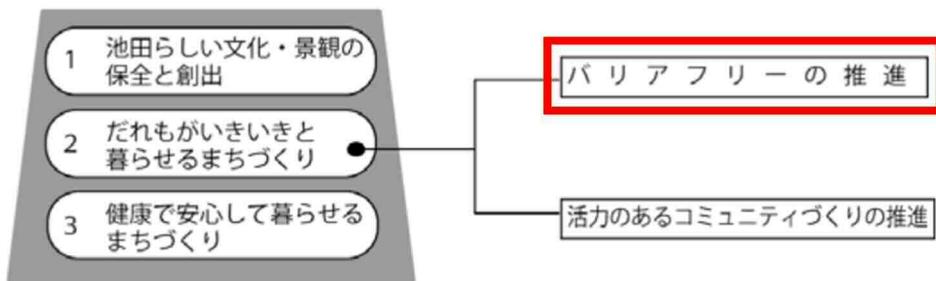


«池田市新環境基本計画»

▼環境づくりに向けた取組の体系（抜粋）

5 人にやさしいまちづくりを進めよう

【施策の方向・方針】



（5）大阪府福祉のまちづくり条例

①概要

大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）は、バリアフリー法と一体となって、多数の人が利用する施設のバリアフリー化や使いやすくする配慮を求め、進めていくことを目的としており、建築物の新築・改築・増築等にあたっては、条例で定める移動等円滑化基準に適合させる必要があります。

②移動等円滑化基準への適合対象

バリアフリー法第 14 条第 3 項（条例への委任事項）に基づき、特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準を定めています。適合対象の建築物は下表のとおりです。

表 1-1 移動等円滑化基準への適合対象となる建築物（種類、規模等）

項	区分	規模
一	学校	すべて（令第 18 条第 1 項各号に掲げる経路（階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。）についての同項の規定の適用については、床面積の合計 500 平方メートル）
	病院又は診療所	
	集会場（一の集会室の床面積が二百平方メートル以上のものに限る。）又は公会堂	
	博物館、美術館又は図書館	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	公衆便所	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
二	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 200 平方メートル以上（令第 18 条第 1 項各号に掲げる経路（階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。）についての同項の規定の適用については、500 平方メートル）
	飲食店	
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）	
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500 平方メートル以上
	展示場	
	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
四	ホテルまたは旅館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
	公衆浴場	
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
五	共同住宅	床面積の合計 2,000 平方メートル以上又は住戸の数 20 以上（※）
六	寄宿舎	床面積の合計 2,000 平方メートル以上又は住戸の数 50 以上

備考 この表に掲げる特別特定建築物には、仮設建築物を含まない。

条例による規模の引き下げは行っていないが、政令第 5 条に規定される「公用歩廊」は特別特定建築物のため、2,000 平方メートル以上で基準適合義務の対象となる。

※令第 14 条、第 17 条及び第 20 条並びに第 18 条、第 21 条及び第 23 条の規定の適用並びに道等から地上階に設ける住戸（地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあっては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口）までの経路以外の部分についての令第 11 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条及び第 19 条並びに第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 22 条及び第 25 条の規定の適用については、50

1-3 計画期間

本計画は都市全体を見渡しながら方針を定めるものであり、また都市計画等との調和を図る観点から、計画期間については、立地適正化計画と同じく、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、2040 年とします。

なお、おおむね 5 年ごとに評価を行い、必要に応じて計画の見直し等を行うこととします。

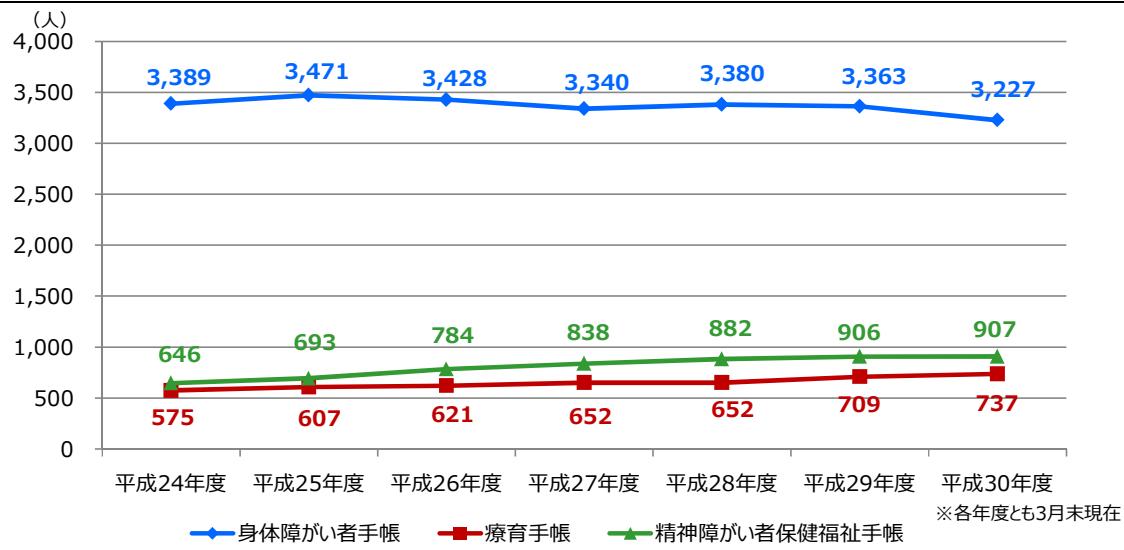
2. 池田市のバリアフリーを取り巻く環境

2-1 池田市の概況

(1) 障がい者の状況

1) 各障がい者手帳所持者の推移

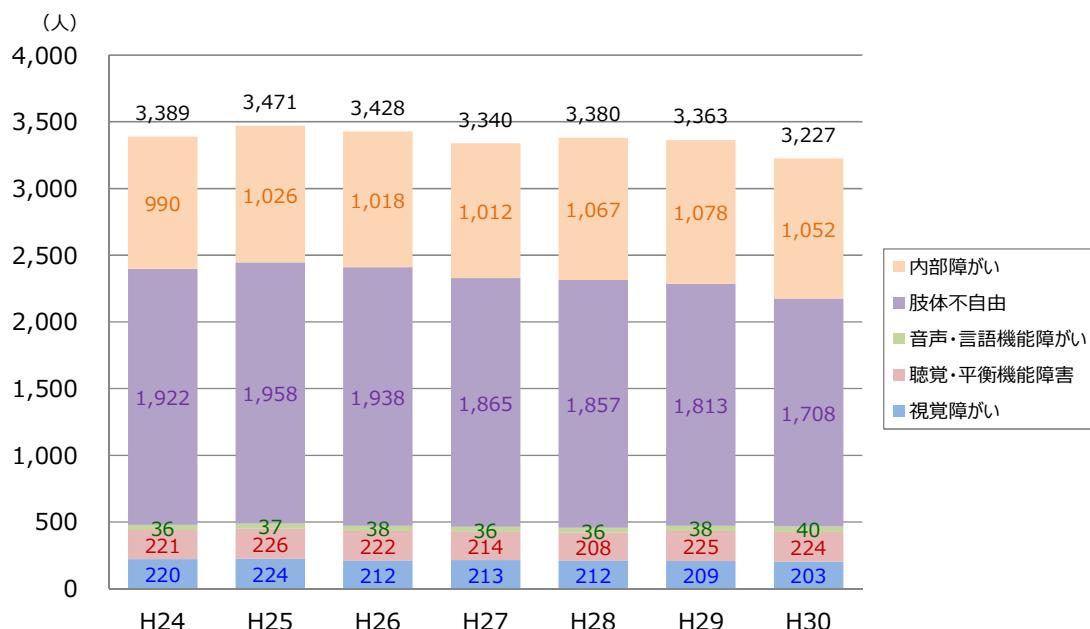
- 平成30年度末時点での各種障がい者手帳所持者の合計は4,871人となっています。
- 身体障がい者手帳所持者は横ばいから微減傾向ですが、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。
- 身体障がいのある人のうち、およそ半数が四肢不自由で、次いで内部障がいとなっています。



※全国の障がい者の状況（H30障害者白書より）
・身体障害者436万人、知的障害者108万2千人、精神障害者392万4千人で、国民のおよそ7.4%が何らかの障害を有していることになる。
(複数の障害を併せ持つ者もいるため単純な合計にはならない)

出典：第5期池田市障害者計画、第5期池田市障害福祉計画及び第1期池田市障害児福祉計画（平成30年3月）

図2-1 各障がい者手帳所持者の推移

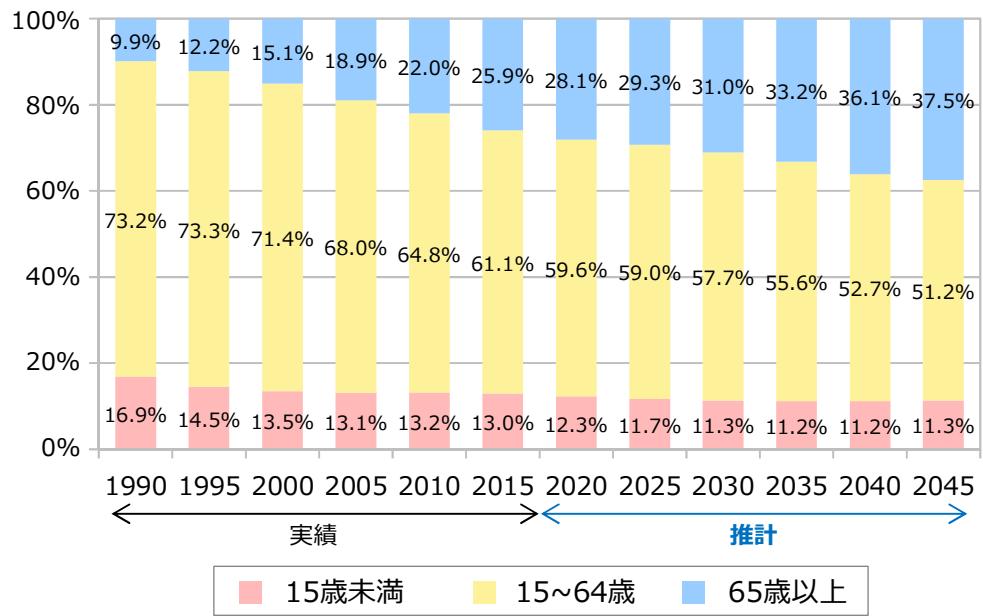


出典：第5期池田市障害者計画、第5期池田市障害福祉計画及び第1期池田市障害児福祉計画（平成30年3月）

図2-2 身体障がいのある人の状況

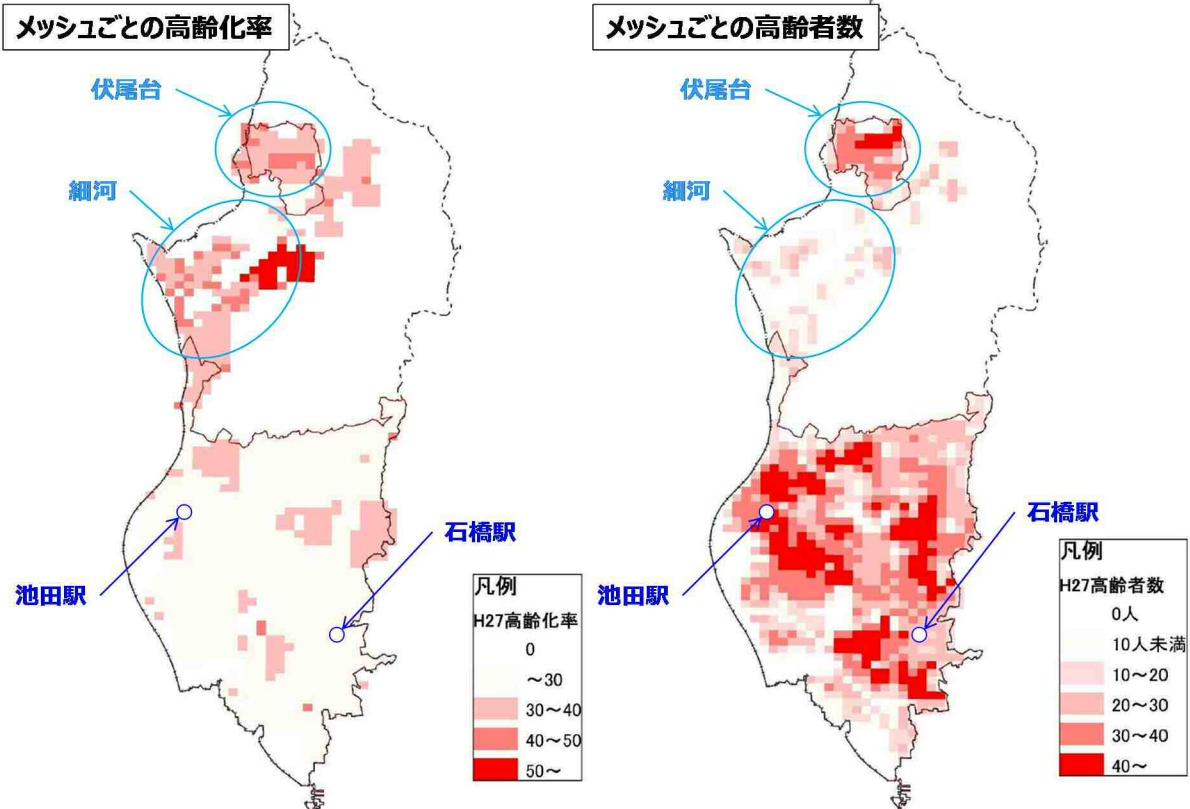
(2) 高齢者の状況

- 2015年時点での高齢化率は約26%で、2030年には30%を超えることが見込まれます。
- 高齢化率では伏尾台や細河地区などで高くなっていますが、高齢者的人数では池田駅周辺や石橋阪大前駅周辺などの市街地が多くなっています。



出典：国勢調査（実績）、国立社会保障・人口問題研究所（推計）

図 2-3 池田市の人口及び年齢構成



出典：国勢調査（平成27年）

図 2-4 池田市の人口及び年齢構成

(3) 施設循環福祉バスの状況

- 施設循環福祉バス（以下「福祉バス」という。）が市内全体をカバーしており、60歳以上の住民、障害者、妊婦が無償で利用することができます。
- 利用状況はいずれの便についても減少傾向にあるほか、利用者が固定化し、障がい者や妊婦等が利用しづらい状況が生じています。

▼福祉バス運行状況

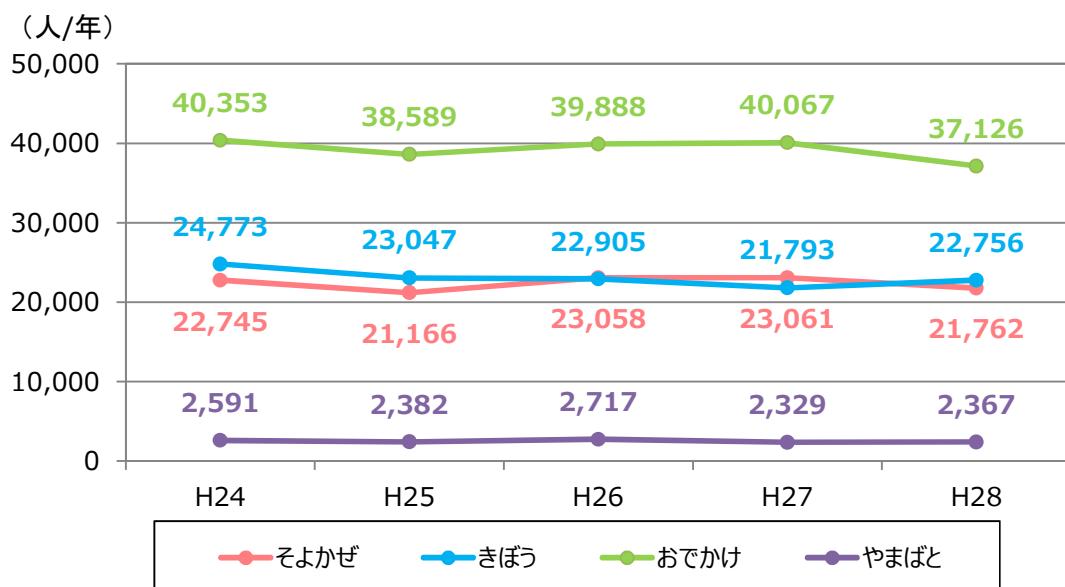


▼福祉バスの運行パターン

	やまばと号	そよかぜ号	きぼう号	おでかけ号
午前	1便 7:51 梅ノ木 ↓伏尾台 ↓栄町 8:30 池田病院	7:47 市役所 ↓伏尾台C ↓梅ノ木 8:59 市役所	7:52 市役所 ↓ダイハツ北門 ↓巽病院 8:50 市役所	7:51 敬老会館 ↓渋谷高校北 ↓市役所 9:26 敬老会館
	2便	9:10 市役所 ↓敬老会館 ↓石橋会館 10:22 市役所	8:58 市役所 ↓伏尾台C ↓敬老会館 10:33 市役所	9:37 敬老会館 ↓市役所 ↓先進学園 10:32 市役所
	3便	10:35 市役所 ↓渋谷高校北 ↓敬老会館 11:38 市役所	10:48 市役所 ↓ダイハツ北門 ↓敬老会館 11:46 市役所	10:44 市役所 ↓伏尾台C ↓五月山体育館 12:00 敬老会館
	1便	12:45 市役所 ↓敬老会館 ↓石橋会館 13:49 市役所	12:55 市役所 ↓敬老会館 ↓リコー南 14:25 市役所	13:13 敬老会館 ↓渋谷高校北 ↓伏尾台 15:00 敬老会館
	2便	14:00 市役所 ↓渋谷高校北 ↓敬老会館 15:02 市役所	14:35 市役所 ↓敬老会館 ↓畠郵便局 15:13 市役所	15:21 敬老会館 ↓市役所 ↓伏尾台C 16:43 敬老会館
	3便	15:10 市役所 ↓敬老会館 ↓ダイハツ北門 16:28 保健福祉C	15:20 市役所 ↓渋谷高校北 ↓文化会館 16:23 保健福祉C	

出典：池田市

図 2-5 福祉バスの運行状況



出典：池田市

図 2-6 福祉バスの乗車人数の推移

2-2 池田市バリアフリー基本構想の実施状況

(1) 池田市バリアフリー基本構想

- 交通バリアフリー法に基づく基本構想であり、公共交通機関を利用した移動の円滑化を目的として平成18年3月に策定
- 鉄道駅、駅前広場、道路、交差点のバリアフリー化を進めるため、池田・石橋両駅を中心とした重点整備事業を実施
- 自転車問題、ボランティア、バリアフリー教室開催など、心のバリアフリーの取組みを位置づけ

(2) 基本構想の実施状況

1) 重点整備地区（池田地区）

- 池田駅北側では視覚障害者誘導用ブロックの設置が進んでいますが、南側の地域ではありません。
- 市役所や池田病院周辺を中心に歩道幅員の確保などが進んでいるほか、段差・勾配等の改良はひととおり完了しています。

(位置図・実施状況については P.13～14 参照)

2) 重点整備地区（石橋地区）

- 文化会館の周辺などでは視覚障害者誘導用ブロックの設置が進んでいますが、駅東側などではありません。
- 石橋地区では歩道空間の確保が難しい箇所が多く、歩道の拡幅などがあまり進んでいないほか、駅付近では自転車や看板等により歩行環境が阻害されている状況にあります。

(位置図・実施状況については P.15～16 参照)

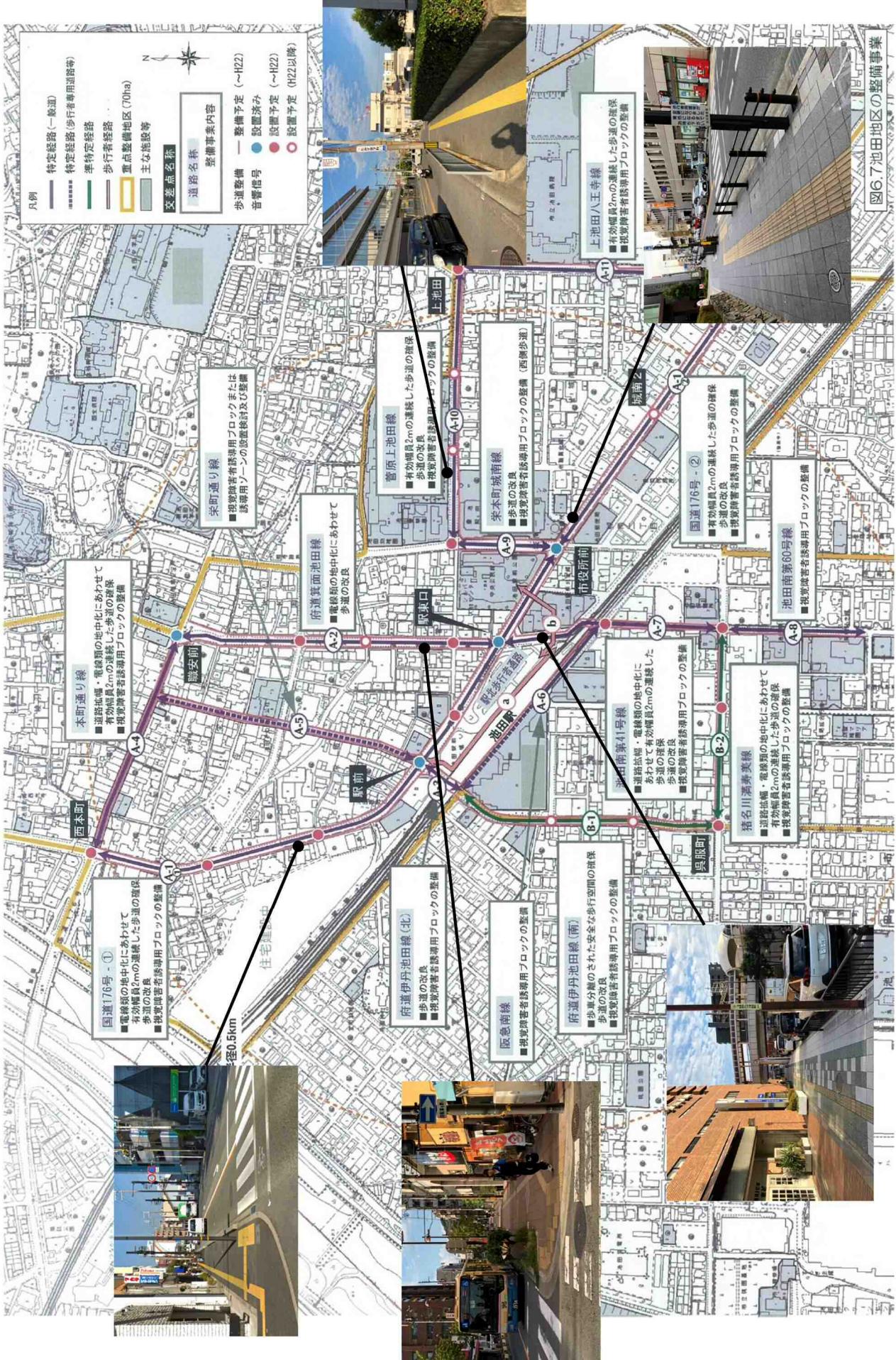
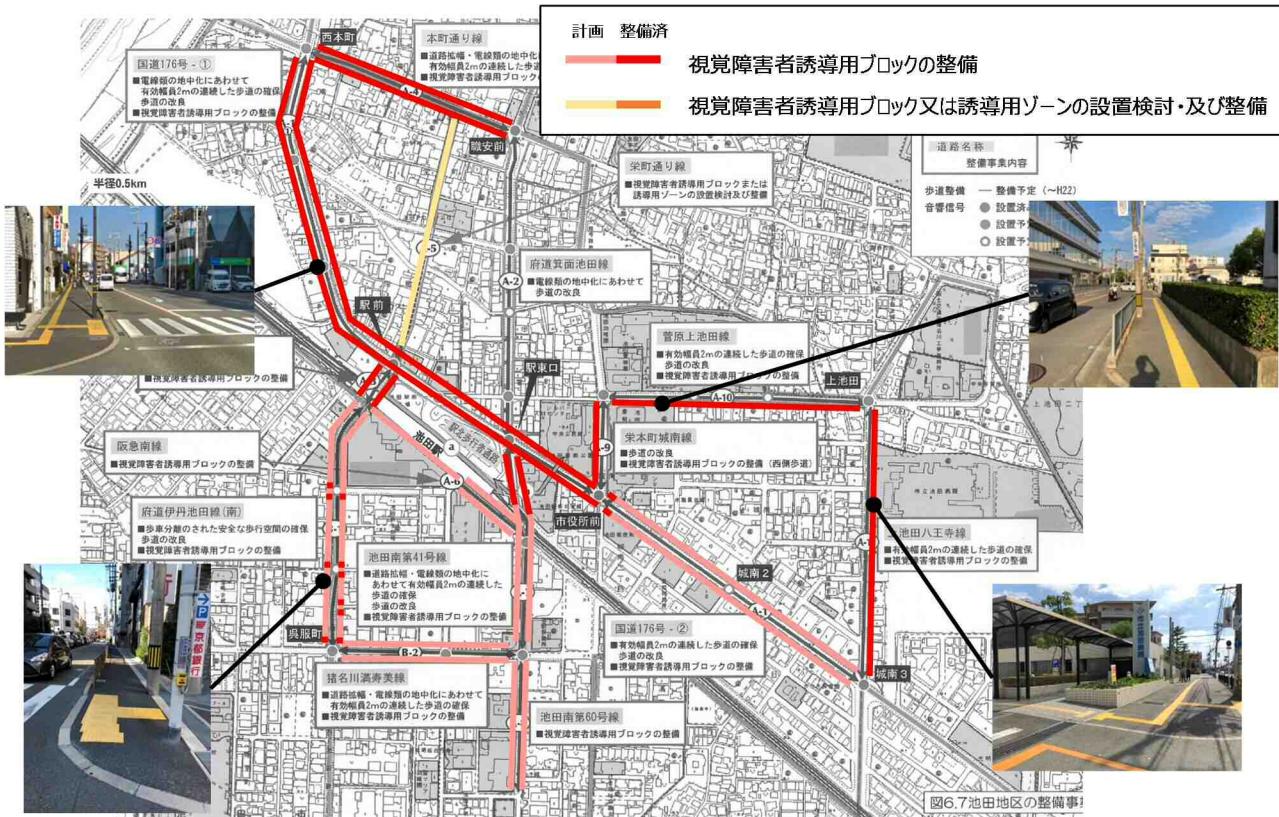
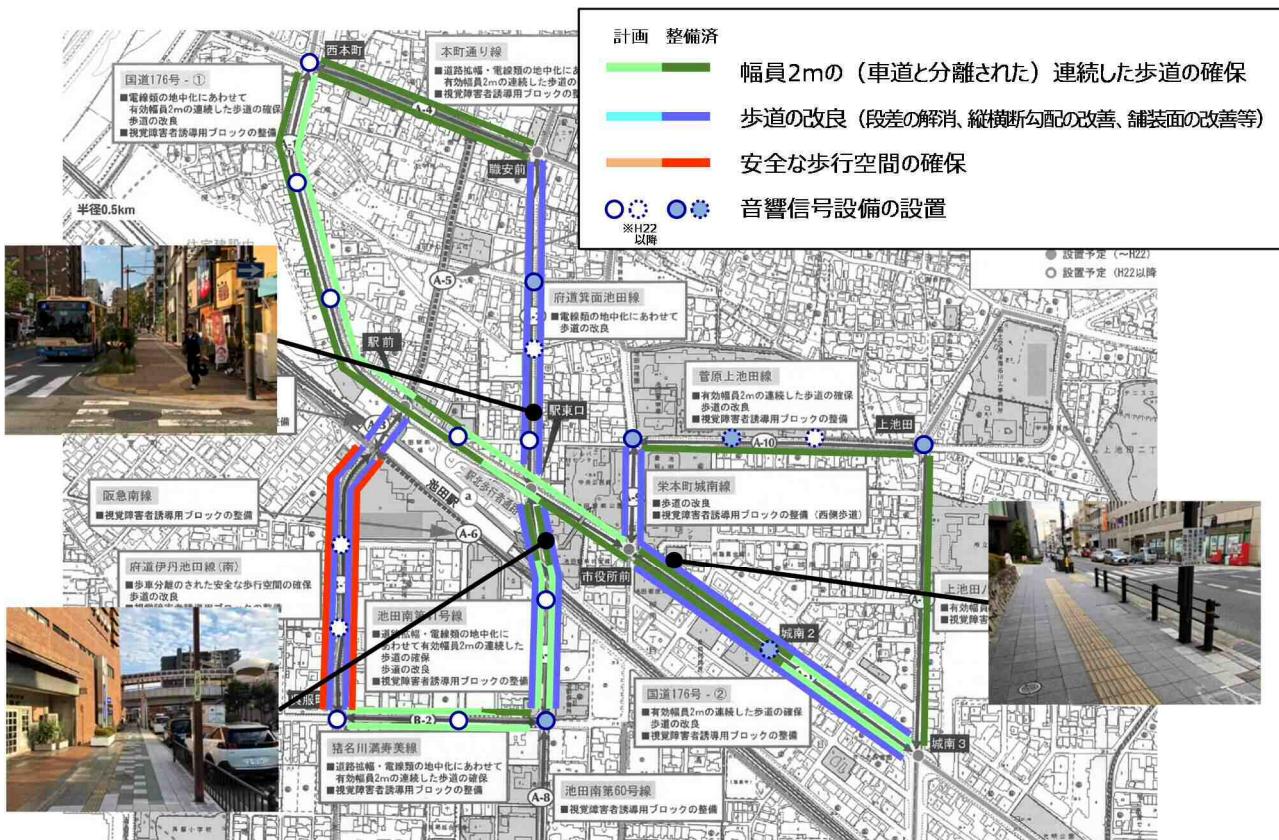


図 2-7 重点整備地区（池田地区）の実施状況

«視覚障害者誘導用ブロックの設置状況（池田地区）»



«幅員 2m の連続した歩道の確保・歩道改良・音響信号設備の設置等»



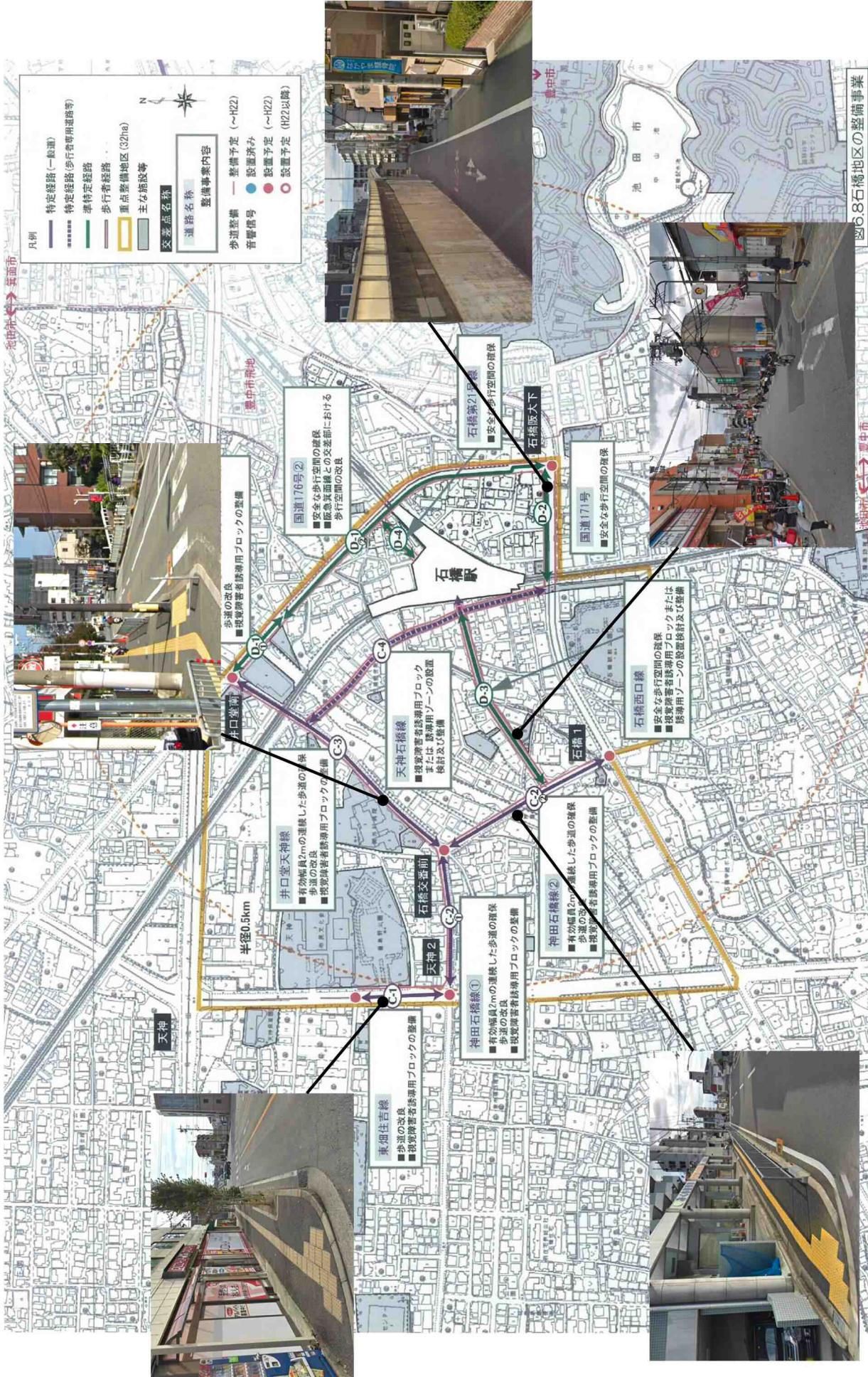
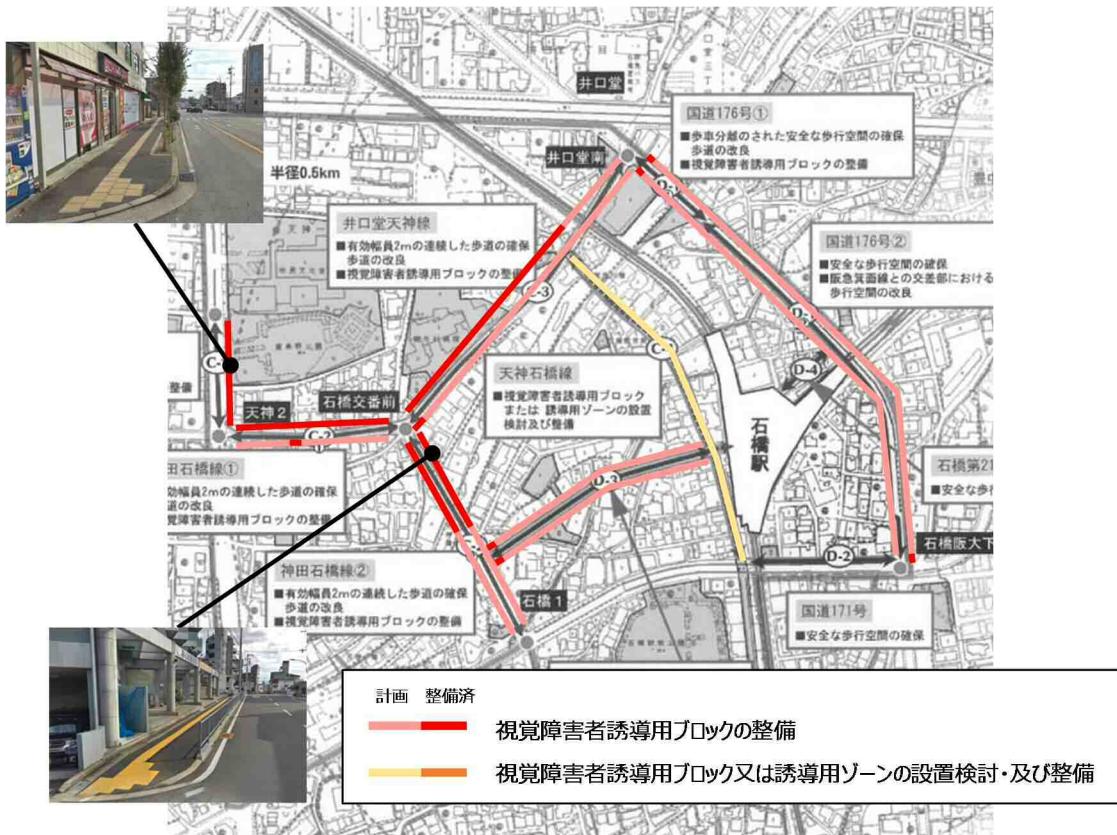
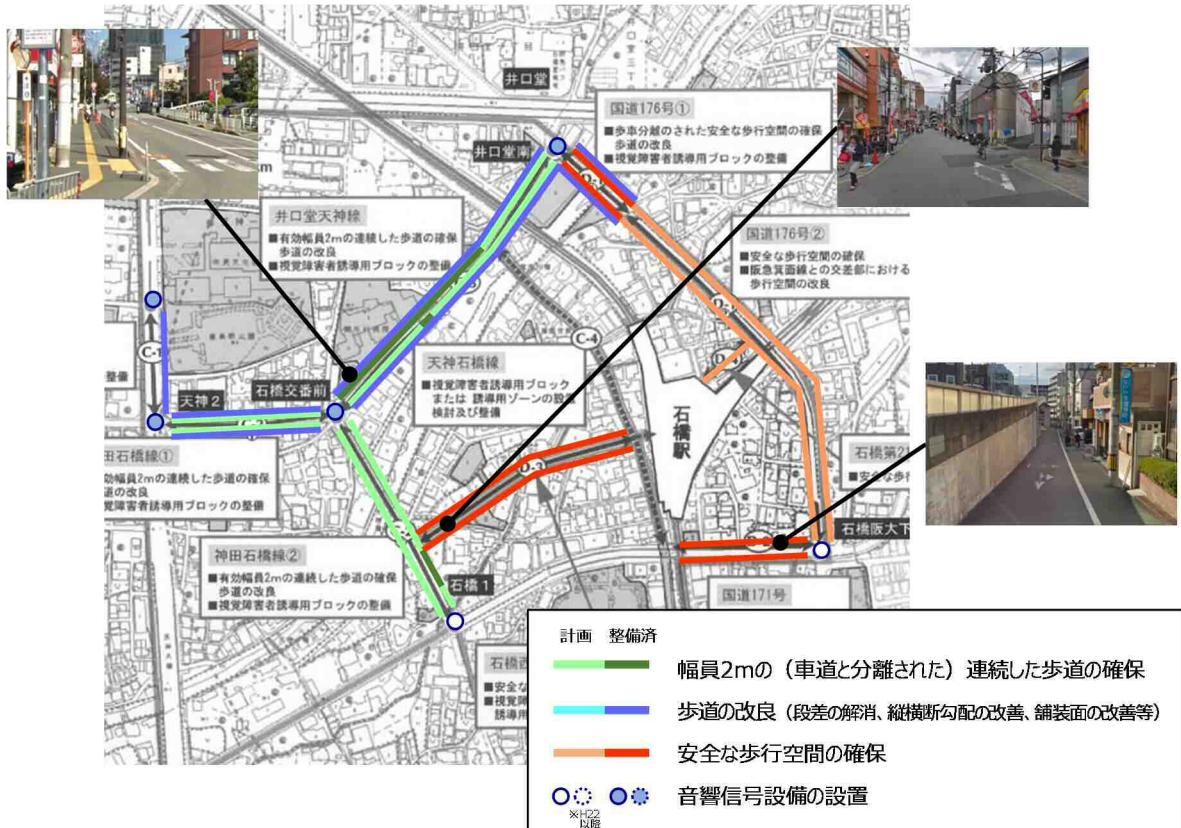


図 2-8 重点整備地区（石橋地区）の実施状況

«視覚障害者誘導用ブロックの設置状況（池田地区）»



«幅員 2m の連続した歩道の確保・歩道改良・音響信号設備の設置等»



3) 鉄道関連事業

地区	区分	整備内容	計画策定時の整備状況	2019年3月末時点
池田地区	移動経路の円滑化等	ホーム～改札口間の下りエスカレーターの設置	大規模改修に合わせて整備予定	未定
		階段手すりを1段から2段に改良	駅施設改良時に合わせて整備予定	H23.9完了
	トイレの改良	車いす用トイレの多機能トイレへの改良	改札口正面に新設済	H22.3完了
		列車接近警告表示装置の設置	順次整備予定	H23.12完了
	プラットホーム	視覚障害者警告ブロックの改善	内方線タイル設置済	H22.11完了
		案内情報の提供	構内案内図(触知図)の設置	設置済
	施設・整備の改良等	待合室の改善検討	改修時期に合わせて整備予定	未定
石橋地区	バリアフリー教育	職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	実施中	隨時
	移動経路の円滑化等	各ホーム及び改札階を結ぶ経路にエレベーター及び連絡通路を設置	宝塚本線上下線ホームにEV設置済	H22.3完了
	トイレの改良	車いす用多機能トイレの改良	箕面線ホームに設置済	H21.3完了
	プラットホーム	列車接近警告表示装置の設置	宝塚本線、箕面線ホームに設置済	H22.3完了
		視覚障害者警告ブロックの改善	内方線タイル設置済	H22.3完了
	案内情報の提供	構内案内図(触知図)の設置	改札口付近に設置済	H22.3完了
	施設・整備の改良等	待合室の改善検討	改修時期に合わせて整備予定	未定
	バリアフリー教育	職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	実施中	隨時

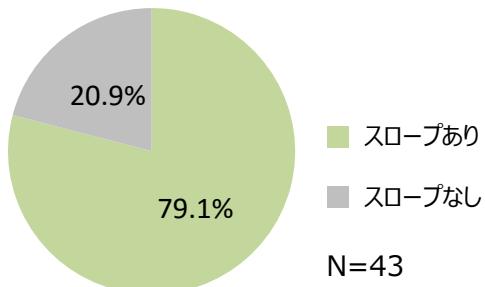
4) バス関連事業

地区	区分	整備内容	計画策定時の整備状況	2019年3月末時点
池田地区	低床車両の導入	ノンステップ(もしくはワンステップ)バスへの置き換え	継続	継続(法の導入目標は達成済)
	案内情報の提供	車両表示方向幕の電子表示化	継続	完了
		阪急池田駅からの乗り継ぎ案内の掲示(バス停位置等)	未完了	各施設における実施状況による
	バリアフリー教育	職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	実施中	隨時
石橋地区	低床車両の導入	ノンステップ(もしくはワンステップ)バスへの置き換え	継続	継続(法の導入目標は達成済)
	案内情報の提供	車両表示方向幕の電子表示化	継続	完了
		阪急石橋駅からの乗り継ぎ案内の掲示(バス停位置等)	未完了	各施設における実施状況による
	バスののりばの改良	井口堂天神線・神田石橋線の道路整備に伴うバス停の上屋、ベンチの設置・改良	道路整備時期にあわせて	・阪急石橋北口①のりば:H26.4ベンチ増設等 ・阪急石橋③のりば:H30.2車道部・歩道部の段差解消
	バリアフリー教育	職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	実施中	隨時

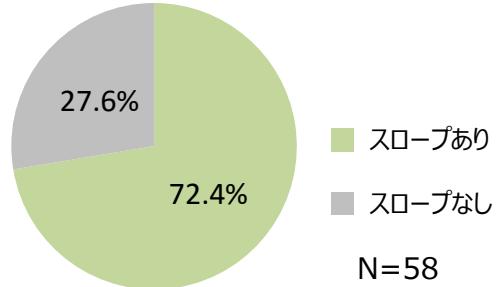
2-3 公共施設におけるバリアフリー化状況

- 段差・高低差や情報案内等の障がい者対応は比較的進んでいますが、未対応の施設も一定程度存在しています。
- トイレについては、障がい者対応は半数程度となっており、乳幼児対応については2割程度しか進んでいません。

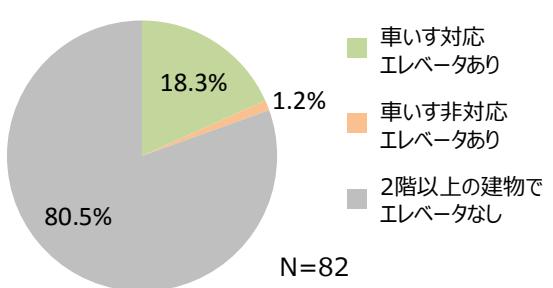
▼建物入口までの通路の段差への対応状況



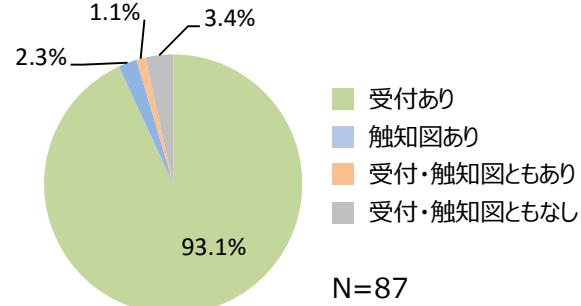
▼玄関の段差への対応状況



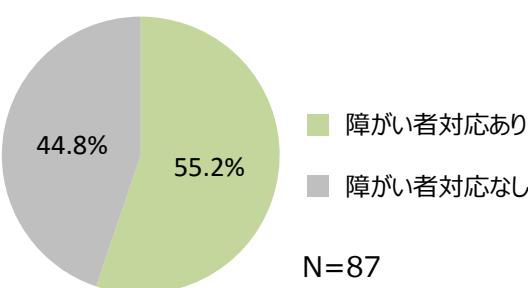
▼エレベータの障がい者対応状況



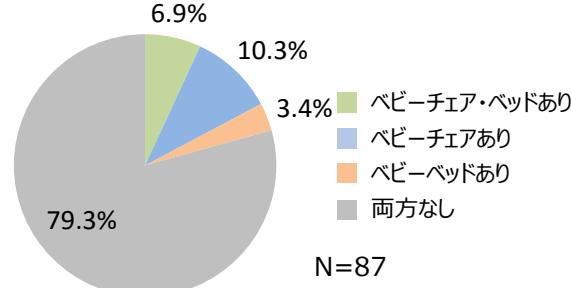
▼情報案内の障がい者対応状況



▼トイレの障がい者対応状況



▼トイレの乳幼児対応状況



※コミュニティ施設（各地区会館等）：34 施設、福祉関係施設：11 施設、社会教育施設（児童館、公民館等）：6 施設、学校教育施設：17 施設、体育関係施設：4 施設、その他施設：15 施設の計 87 施設について集計

2-4 バリアフリーに関する実態・意見

(1) 実態意見の把握

1) 当事者の実態・ニーズ

当事者の活動状況や意見等を把握するため、下記のアンケート・ヒアリング調査を実施した。

対象		調査方法	実施時期・対象・規模等	主な内容
当事者	身体障がい者	ヒアリング	R元年11月実施 ・身体障害者福祉会 ・身体不自由児父母の会	普段の活動状況、移動状況 物理的な問題、支援等の状況・問題、ニーズ・課題 団体の活動状況 等
		アンケート	R元年12月配布 回収：94件	よく行く場所、諦めている場所・活動、交通手段 困っていること、情報収集手段、就業状況 等
	視覚障がい者	アンケート	R2年1月配布 回収：5件	よく行く場所、諦めている場所・活動、交通手段 困っていること、情報収集手段、就業状況 等
	知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者	ヒアリング	R元年11月実施 ・手をつなぐ親の会 ・市立やまばと学園 ・(一社)R.E.A.D.D ・Sunはーと石橋	普段の活動状況、よく利用する機会・場所・経路等 普段の外出の自由度・難易度 一般的な仕組み・ルール等が理解しにくいこと 実施すべき取組、必要・発信すべき情報 団体の取組内容、参加者層、リソース 等
		ヒアリング	R元年10月実施 ・友愛クラブ連合会	普段の活動状況、移動状況 物理的な問題、支援等の状況・問題、ニーズ・課題 団体の活動状況 等
	高齢者	アンケート	R元年11～12月配布 回収：56件	よく行く場所、諦めている場所・活動、交通手段 困っていること、情報収集手段 等
		ヒアリング	R元年10月実施 ・子育て支援団体リズムサークルひよこ	普段の活動状況、移動状況 物理的な問題、支援等の状況・問題、ニーズ・課題 団体の活動状況 等
	妊産婦等	アンケート	R元年11～12月配布 回収：785件	よく行く場所、諦めている場所・活動、交通手段 困っていること、情報収集手段 等
	外国人	アンケート	R元年12月配布 回収：19件	よく行く場所、諦めている場所・活動、交通手段 困っていること、情報収集手段 等

2) 施設等の考え方

店舗等の状況・考えを把握するため、下記のヒアリング調査を実施した。

対象	実施時期	主な内容
・池田市商店会連合会 ・池田栄町商店街 ・サンシティ池田	R2年2月実施	施設利用者の状況 施設及び周辺のバリアフリー化状況、問題点 バリアフリー状況の情報発信状況 バリアフリー化に対する考え方、進められない理由 等

3) 活動団体・市民の考え方

市民・団体と連携・協働した、効果的な取組に向け、市民団体「いけだんち」が、本市におけるバリアフリーに興味のある団体や市民に声をかけ、意見交換会を実施しました。

実施時期	対象	主な内容
R2年1月28日(火) 17:00~	楽食ばんまい	12名 ・活動団体、社会福祉法人、行政等
R2年2月11日(火・祝) 10:00~	はぐのさと (旧伏尾台小学校)	15名 ・活動団体、地域住民、学生、行政等



(2) 当事者から把握した問題点等

当事者の活動状況や意見等を踏まえ、池田市内におけるバリアフリーに係る問題点等について抽出し、次頁のとおり整理しました。

なお、アンケート・ヒアリング調査結果の詳細は資料編に示します。

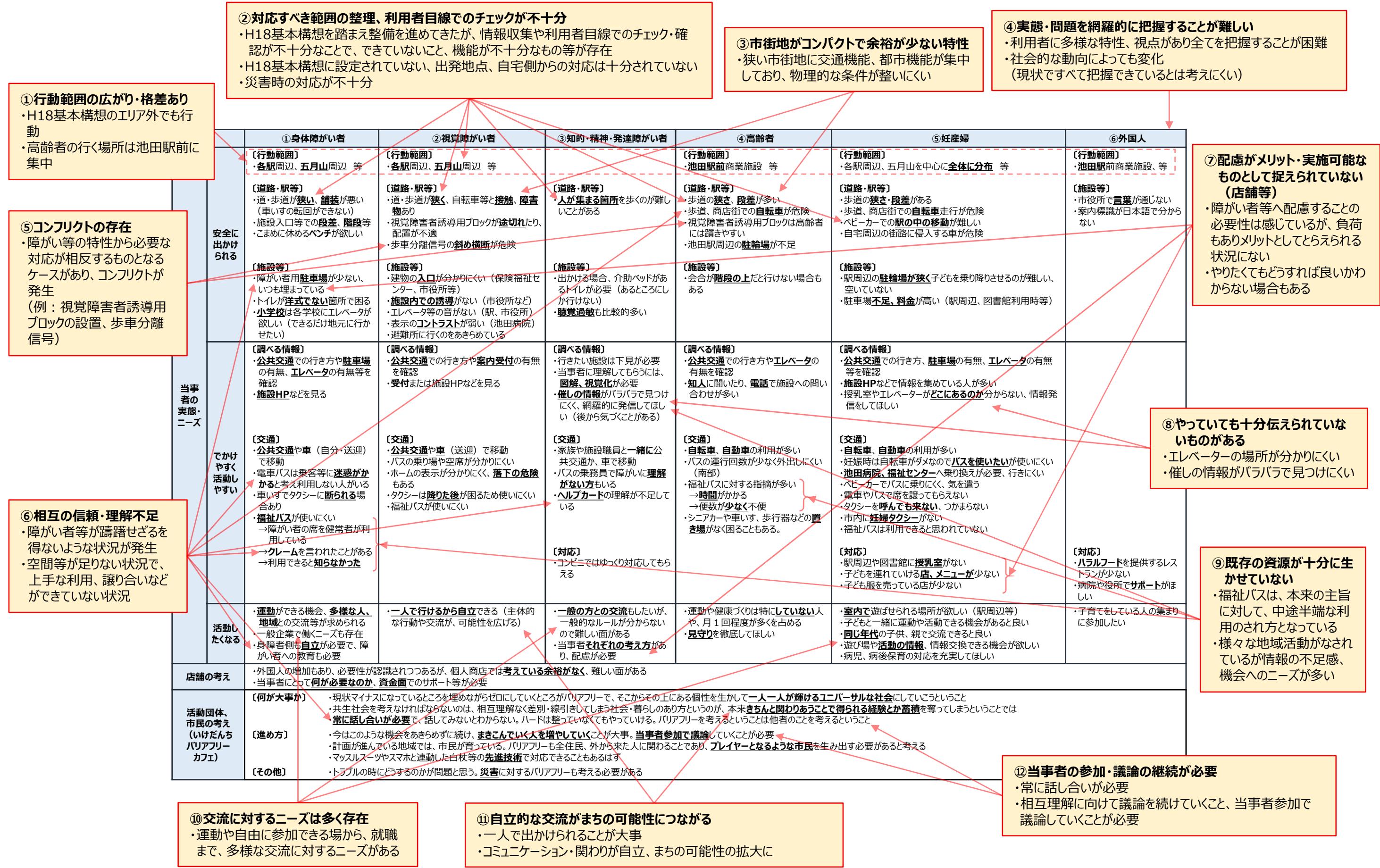


図 2-9 実態調査結果のまとめ

新型コロナウィルスによる影響について

2020 年初め頃からの新型コロナウィルス感染症の拡大により生活様式が変化し、障がい者へも様々な影響が出てきています。

例えば、日常生活でのコミュニケーションの取りにくさや、仕事・学習環境の不便さ、経済面の不安等が問題となる一方、ICT 技術により従来参加にくかった会合に参加しやすくなる等のポジティブな変化もみられます。

バリアフリーを考えて行く上でも、新しい生活様式において求められることを考慮して、取り組んでいく必要あると考えられます。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



出典 厚生労働省

図 10 新しい生活様式

1-4.コミュニケーションの変化

全体の約76%が「人とのコミュニケーションの機会が減った」と回答

Q14.COVID-19感染拡大以降、人とのコミュニケーションの機会は減りましたか？ 増えましたか？



Dialogue Japan Society

※「重複障害」「その他」はサンプル数30ss以下のため参考値

14

出典 一般社団法人ダイアローグ・ジャパン・ソサエティ

図 11 障がい者におけるコミュニケーションの変化

3. (仮称) 池田市バリアフリーマスターplanの基本的な考え方

3-1 マスターplanを考える上で必要な観点

近年求められている、公共施設や建築物等を含めたバリアフリー化の推進や地域における重点的・一体的なバリアフリー推進に向けた区域の再検討、身体障がい者だけでなく精神障がい者や妊産婦、外国人など対象者の多様化等への対応に加え、本市のコンパクトな都市構造と駅前を拠点として都市機能が集積されたまちの特性を生かした、子育てしやすく、快適に住み続けることができる居住環境と積極的に出かけたくなる魅力的な駅前市街地の維持、形成を図るうえで、市域全体のバリアフリーに関する方針を明確にし、これまでの対象や取組を広げていく必要があります。

そのため、前項までに示した池田市バリアフリー基本構想の実施状況や公共施設におけるバリアフリー化状況、バリアフリーに関する実態・意見においてバリアフリー化が不十分であった事項・箇所への対応やソフト面の工夫を強化していくことはもちろん、対象エリア・求められる質の広がりを踏まえた対応が求められると考えられます。

しかし、これらを進めていく際、簡単にできない面もあることから、継続的に利用者・当事者の意見を把握し、行政、交通事業者、施設管理者、市民等が議論しながら相互理解を深めていくことが重要であると考えられます。さらにその前提として、本市がどこへ向かうべきか、何をめざすのかを再整理していくことが不可欠です。

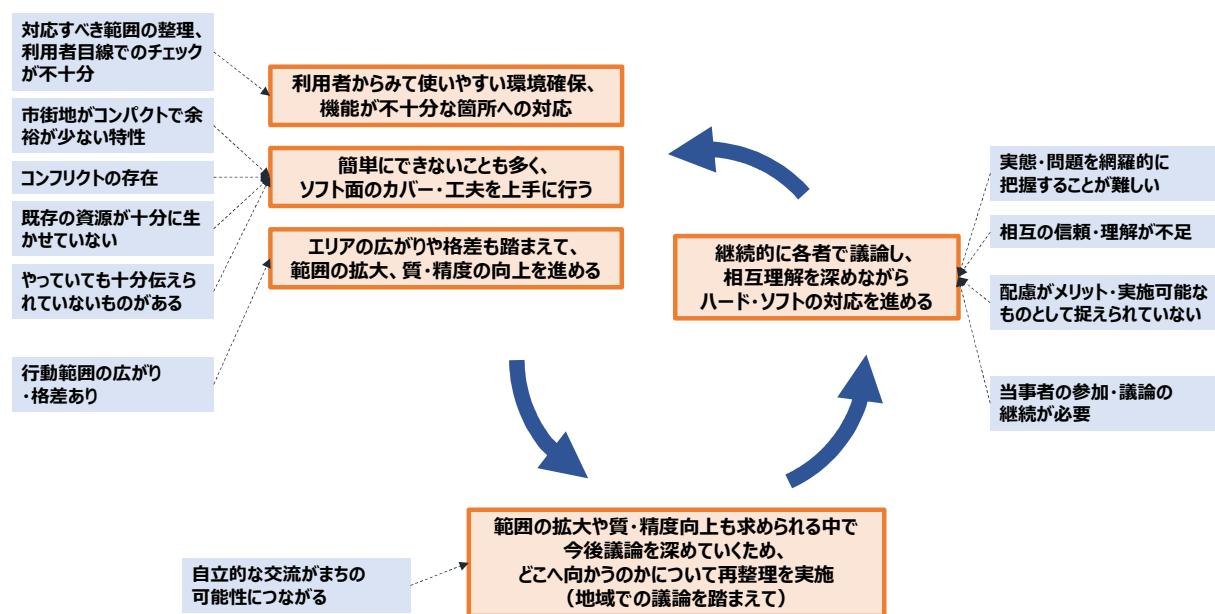


図 3-1 マスターplanを考える上で必要な観点

3-2 池田市のめざす姿

前提となる池田市のめざす姿を以下のように考えます。

くめざす姿>

ユニバーサルデザインと相互理解を推進し、共生社会とダイバーシティを実現するまち

～地域の多様な人材、活動を生かしてお互いが理解を深めながら関わりあうことができ、暮らして、訪れて“おもしろい”まちに～

実態調査等において、様々な視点から外出における障壁や困りごとが挙げられました。これを踏まえると、多様な市民が安全・円滑に移動・活動ができる環境を整えていくことがやはり重要であると考えられます。しかし一方で、移動・活動の環境を整えるだけではクリアできないような当事者相互の誤解や壁等もみられました。また、多様な交流が求められていることも確認でき、自主的・主体的な交流が当事者の自立、まちの可能性の拡大につながるという議論もなされました。

バリアフリーの観点から積極的なまちづくりを進めていく上では、このような点に着目し、相互理解を深め、一人ひとりが自立して関わりあうことができるることをめざしていくことが必要と考えます。他方、本市には既に多様な人的資源が存在しており、つながりの創出や相互理解の観点から活動を展開しているという強みもあります。

これらを踏まえ、様々な特徴を持つ人が安全に移動・活動ができるユニバーサルな環境を確保するとともに、今まで十分に醸成されてこなかったような相互理解やつながりを深めることにより、共生社会の実現や、それぞれの多様性から新たな価値や活力が生まれる、暮らして、訪れて“おもしろい”、ダイバーシティのまちづくりをめざすことします。

差別解消法、バリアフリー法改正等

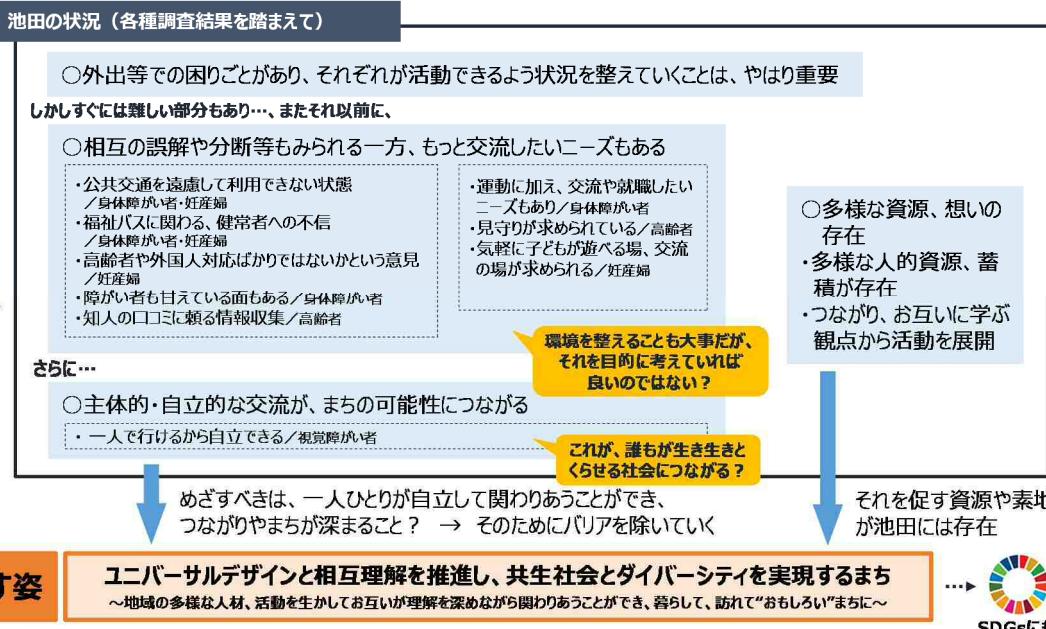


図 3-2 池田市のめざす姿

めざす姿を実現させていくためには様々なバリアを取り除いていく必要がありますが、従来の物理的な「バリア解消」をベースに整理すると、以下のような、「ユーザー目線の活動のしやすさ」や「活動の目的の創出」も含む階層に分けられると考えられます。

それぞれの項目に着目し、それが適切に対応、関係していくことができるようなまちづくりを、本計画において進めます。なおこれらは、新しい生活様式への対応も考慮して進めていくとともに、国連が進めるSDGsの取組とも連動させていく必要です。

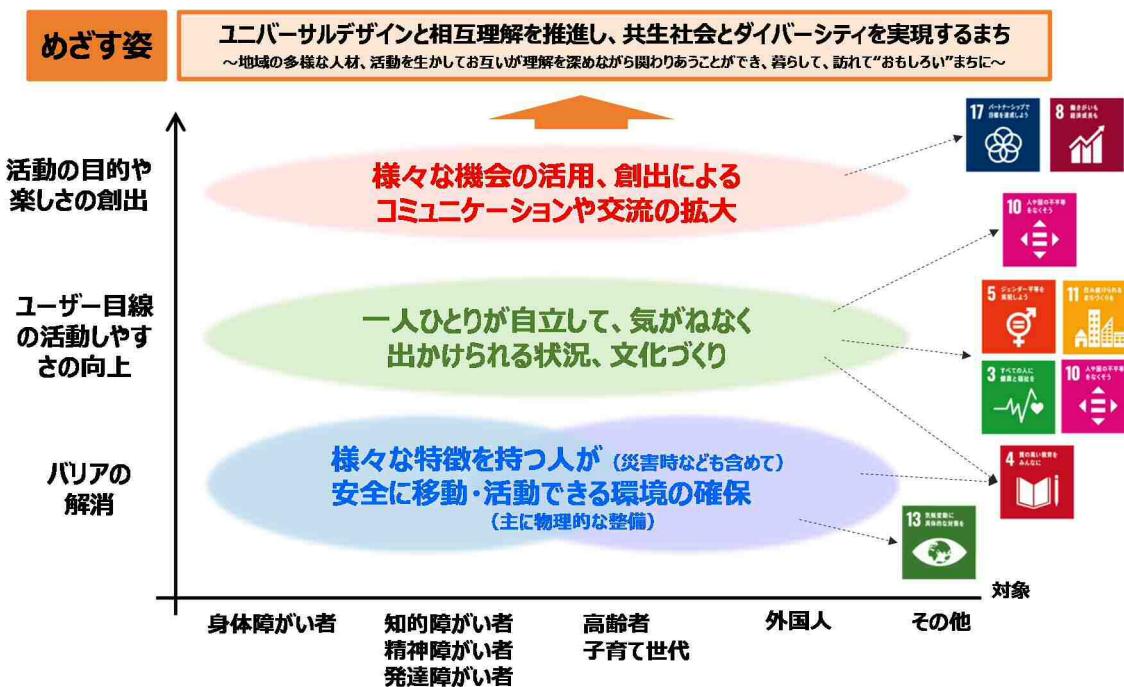


図 3-3 階層ごとのめざす姿

SDGsとは…

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために設定された17の国際目標で、日本においてもアクションプランが定められ、各分野で取組が展開されています。本市におけるバリアフリーのめざす姿と関連が強く、相乗的に進めていく必要があります。



出典：外務省

3-3 課題と取組方針

各アウトプットの創出に向けて、今後本市において対応していくべき課題や、課題を踏まえた取組の方向性について以下の通り整理しました。

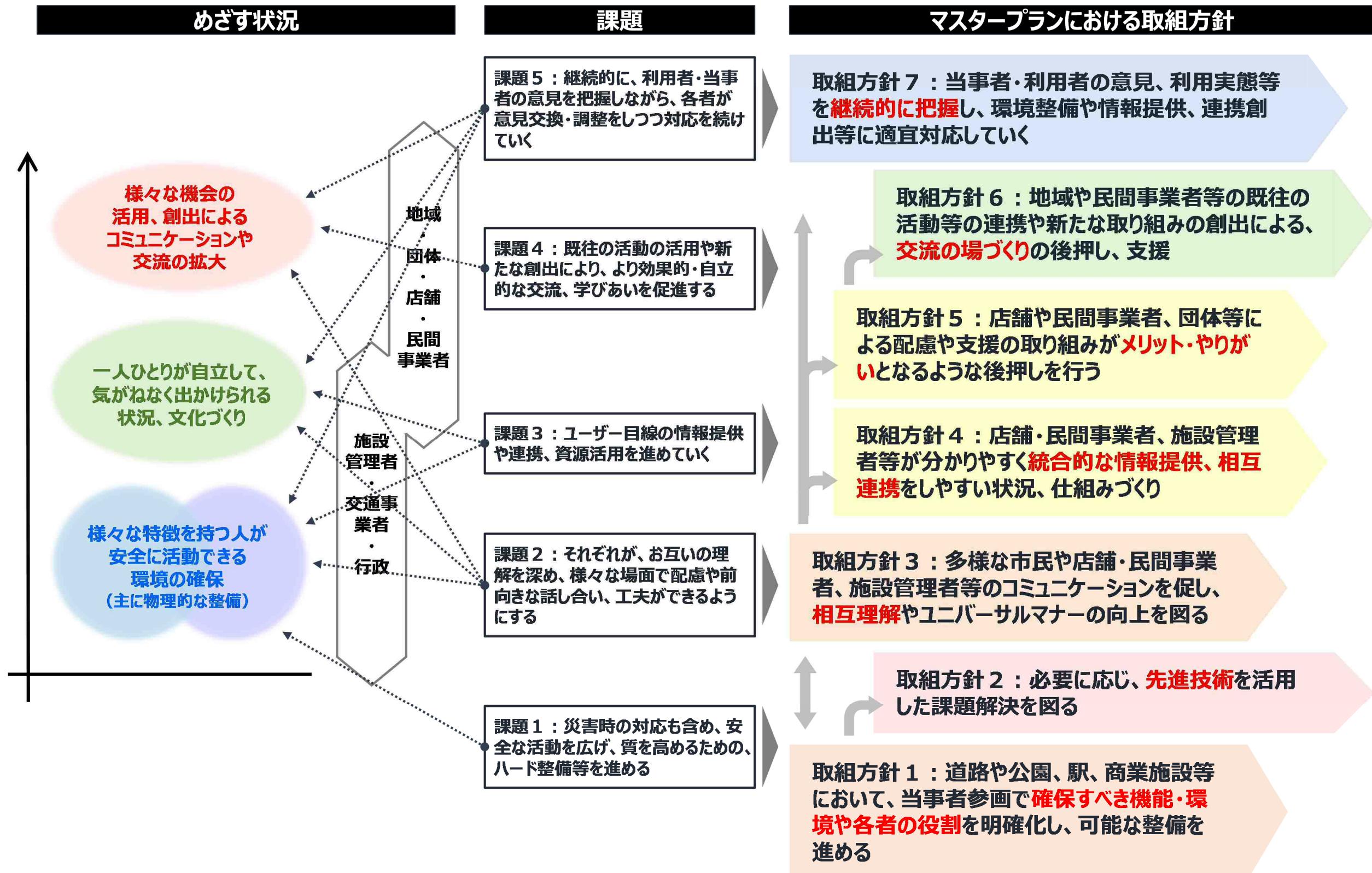


図 3-4 今後対応していくべき課題及び課題を踏まえた取組の方向性

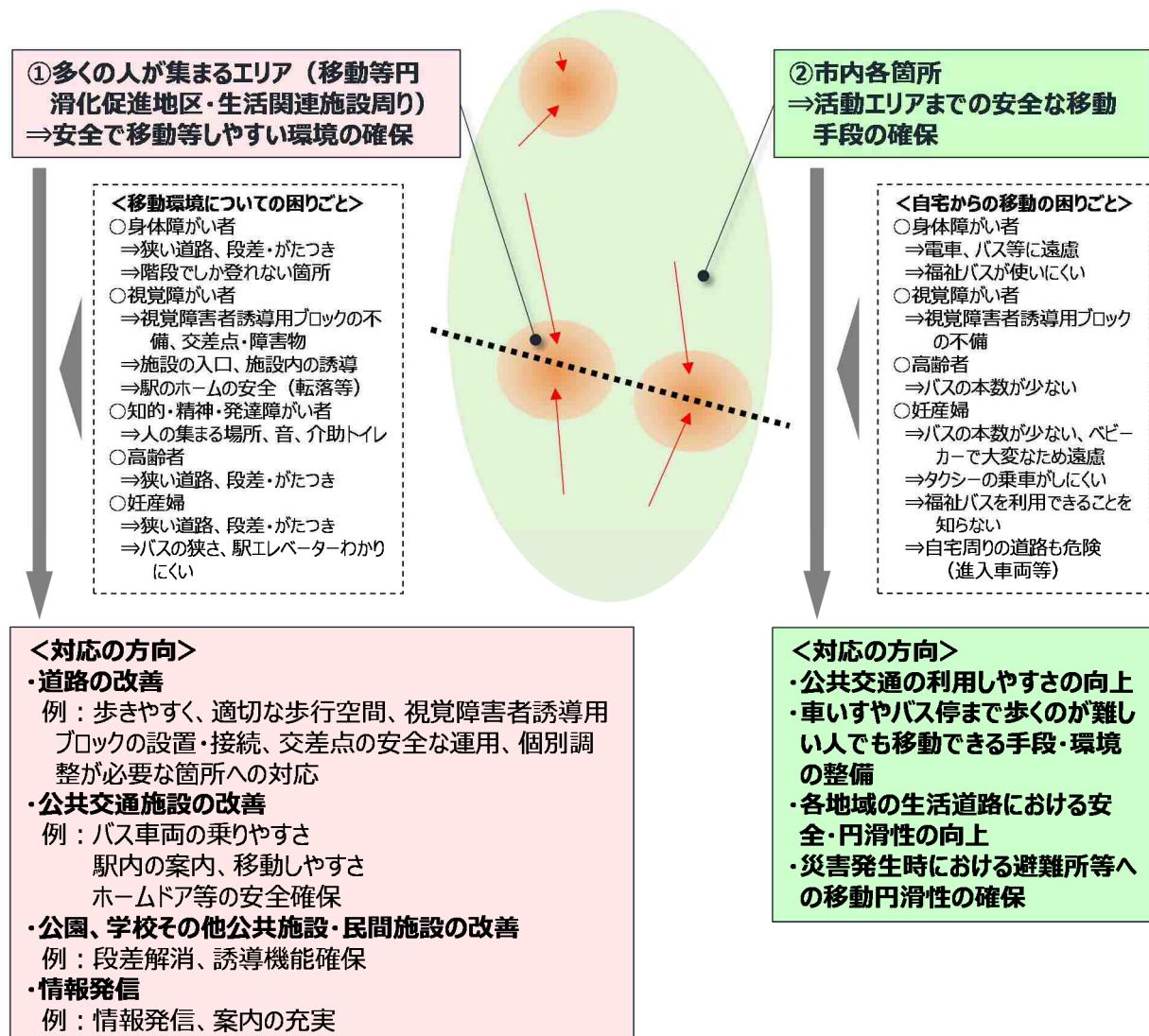
4. 移動等円滑化促進地区の区域、生活関連施設、生活関連経路

前項の「取組方針 1：道路や公園、駅、商業施設等において、当事者参画で確保すべき機能・環境や各者の役割を明確化し、可能な整備を進める」の前提として、本計画における移動等円滑化の考え方、円滑化を図る区域や施設・経路等について定めます。

4-1 基本的な考え方

池田市内におけるバリアフリー化の状況や、当事者の意見等を踏まえ、効率的・効果的に対応するため、マスターplanにおいては、以下の観点・考え方により対応を進めます。

- 観点①** 多くの人が集まるエリア（移動等円滑化促進地区・生活関連施設周り）内における、安全で移動等しやすい環境の確保
- 観点②** 市内各箇所から、活動エリアまでの安全な移動手段の確保



4-2 法令等における位置づけ

(1) 法令上の定義

マスターplanに位置付ける移動等円滑化促進地区及び生活関連施設、生活関連経路は、バリアフリー法において下記のとおり定められています。

«移動等円滑化促進地区»

- ・生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ・生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ・バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

«生活関連施設»

- ・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

«生活関連経路»

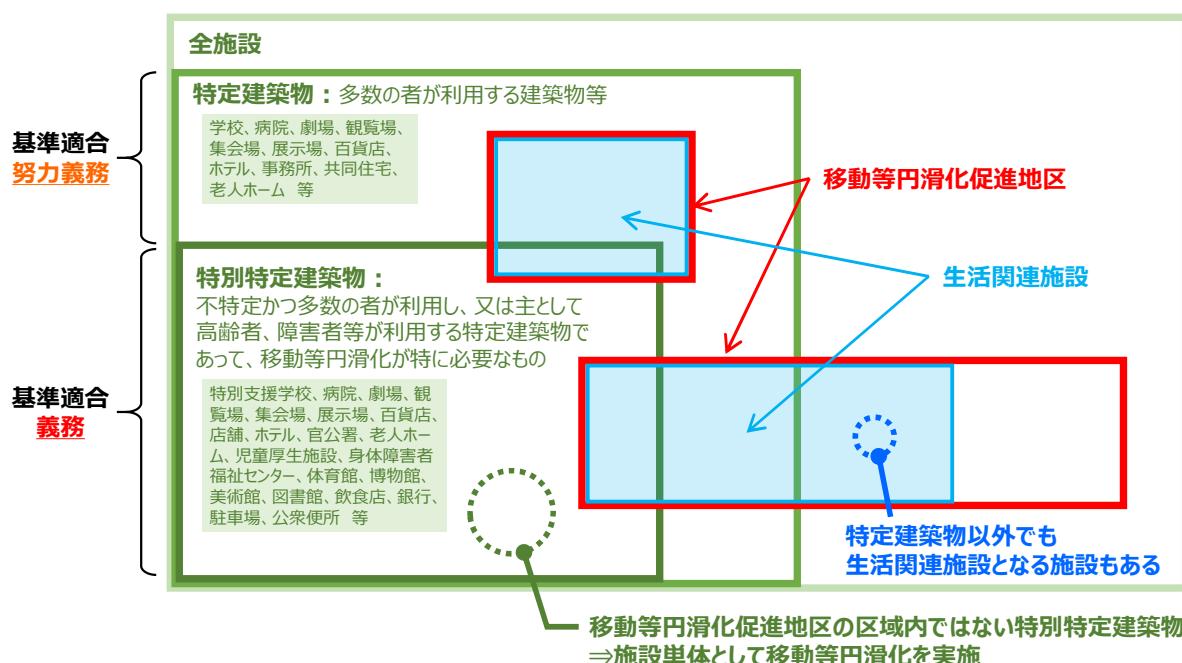
- ・生活関連施設相互間の経路

(2) 設定にあたって留意すべき事項等

1) 移動等円滑化促進地区

国が定めた、移動等円滑化の促進に関する基本方針によると、移動等円滑化促進地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要とされています。

2) 特別特定建築物と生活関連施設の関係



4-3 移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路の設定

(1) 設定の考え方

本計画では、下記の考え方に基づき、移動等円滑化促進地区及び生活関連施設、生活関連経路を設定することとした。

①H18 基本構想における主な施設及び立地適正化計画における誘導施設に加え、アンケート調査で抽出したよく行く施設・諦めている施設などを踏まえ、生活関連施設候補を選定。

②H18 基本構想における重点整備地区及び立地適正化計画における居住誘導区域をベースに、徒歩圏内に①の生活関連施設候補のうち旅客施設又は特別特定建築物に該当するものがおむね3以上存在する範囲を抽出

③②で設定した範囲を概ね含むエリアを、行政界や道路、河川等を境界として移動等円滑化促進地区を設定

④③で設定した移動等円滑化促進地区内に存する施設のうち、一定以上の規模かつ移動等円滑化を促進すべき施設を、生活関連施設として位置づけ、施設の用途により分類

(2) 生活関連施設の分類の考え方

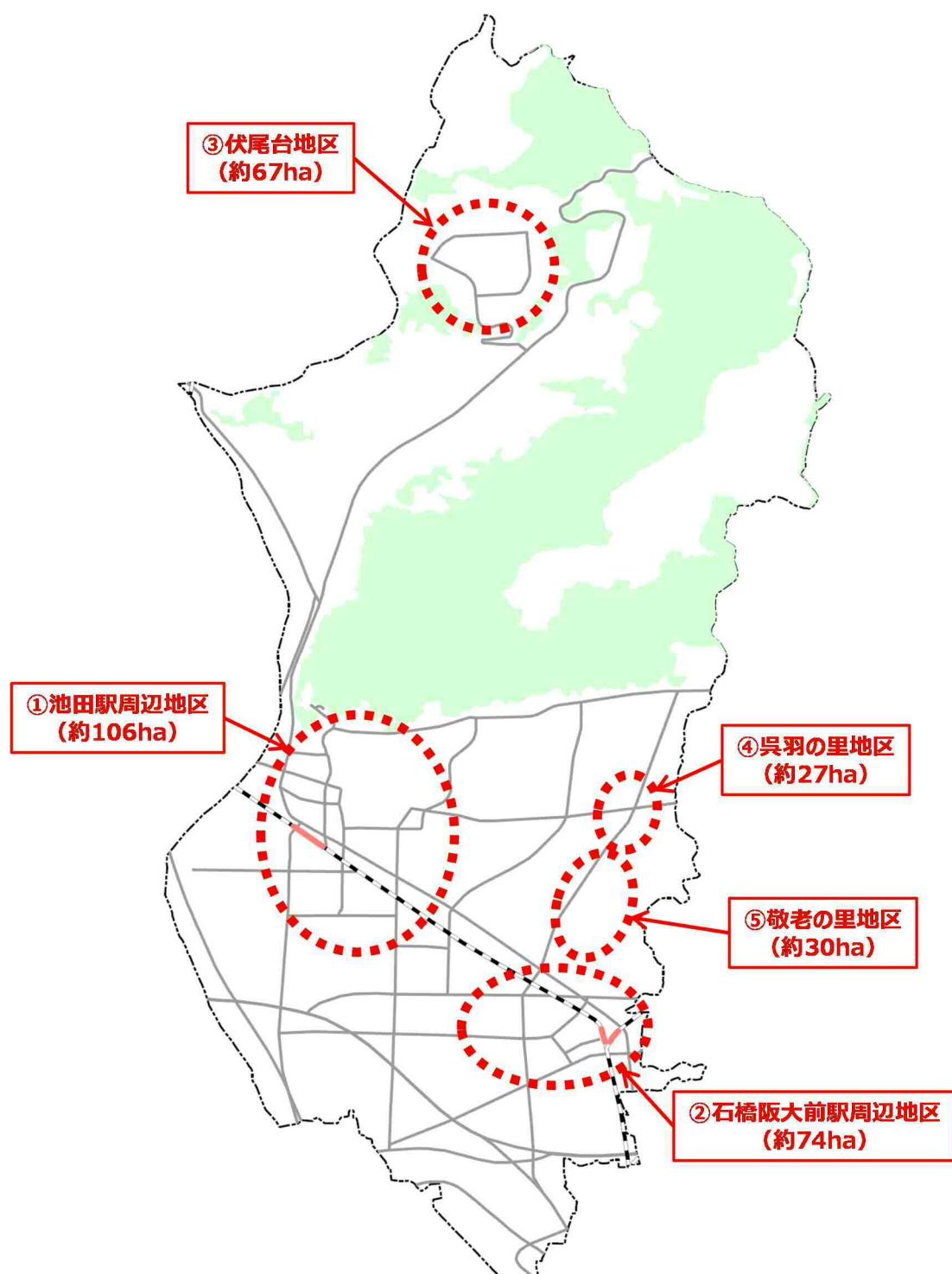
バリアフリーマスターplan作成のガイドラインにおける区分をベースに、池田市内において生活関連施設になりうる施設の属性等を踏まえつつ区分を設定する。

ガイドライン区分	ガイドライン例示	生活関連施設 (候補箇所)	池田市マスターplan 生活関連施設区分（案）
官公庁等	市役所、役場、税務署 郵便局、銀行、ATM 警察署、交番、裁判所 市民・地区センター、コミュニティセンター 等	池田市役所、豊能税務署 各種郵便局、各種銀行 池田警察署、各種交番 各種公民館、各種会館 等	官公庁・金融機関等
教育・文化施設等	図書館 市民会館、市民ホール、文化ホール 学校（小・中・高等学校） 公民館 博物館、美術館、音楽館、資料館	市立図書館、図書館分館 市民文化会館 学校（小・中・高等学校）、保育所 公民館 美術館、記念館、資料館 等	教育・文化施設等
保健・医療・福祉施設	病院、診療所 総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等	病院、診療所 保健所、友愛クラブ連合会 介護事業所、デイサービス 等	保健・医療・福祉施設
商業施設	大規模小売店舗等 商店街等（地下街を含む）	サンシティ池田、スーパーマーケット 等 朱町商店街、石橋商店街 等 飲食店、ファミリーレストラン 等	商業施設・飲食店
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	—	（なし）
公園・運動施設	公園 体育館、武道館その他屋内施設	各種公園 各種体育館、スポーツセンター 等	公園・運動施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設 観光施設 路外駐車場	カップヌードルミュージアム大阪池田、 池田呉服座 等 旧伏尾台小学校 等 鉄道駅 バスターミナル	その他の施設 旅客施設

(3) 移動等円滑化促進地区の設定

1) 移動等円滑化促進地区の位置

本市における移動等円滑化促進地区は、下記の5地区とする。



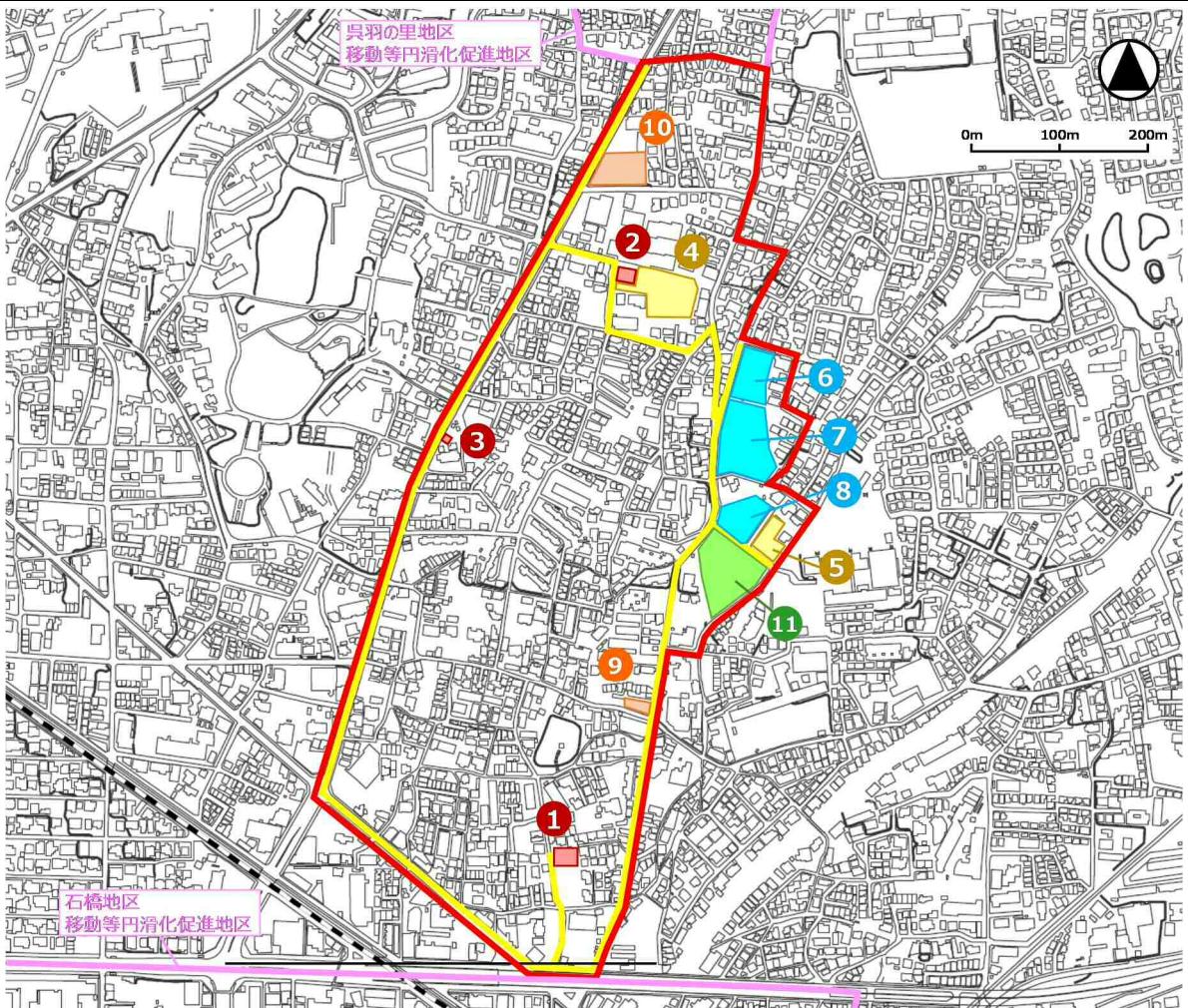
2) 各移動等円滑化促進地区の範囲と生活関連施設、生活関連経路

①池田駅周辺地区		約 106ha			
地区の特徴	駅周辺には、様々な官公庁施設が立地するほか、五月山動物園やカップヌードルミュージアム大阪池田などの多くの人が集まる観光資源があり、本市の中心市街地にふさわしい、様々な人が交流し、にぎわいあふれるエリアをめざす				
<p>The map shows the Kita-Umeda area around Umeda Station. A red outline indicates the proposed area for smooth mobility promotion. Colored shapes represent various life-related facilities: green for parks and sports facilities, yellow for educational and cultural facilities, orange for commercial facilities and restaurants, pink for passenger facilities, blue for medical and welfare facilities, and purple for other facilities. Yellow lines show the proposed life-related routes. Numbered circles (1-31) mark specific locations of these facilities and routes. A scale bar at the top right shows distances from 0m to 200m.</p>					
区分	番号	施設名	区分	番号	施設名
旅客施設	1	阪急池田駅	凡例		
官公庁・金融機関等	2	池田市役所	■ 移動等円滑化促進地区（案）		
	3	中央公民館	■ 生活関連経路（案）		
	4	池田警察署	■ 生活関連施設（案）		
	5	豊能税務署	■ 旅客施設		
	6	大阪池田簡易裁判所	■ 教育・文化施設等		
	7	コミュニティセンター栄本町	■ 商業施設・飲食店 (●●●● 商店街)		
	8	池田会館	■ 公園・運動施設		
	9	城南会館	■ 官公庁・金融機関等		
	10	呉服会館	■ 保健・医療・福祉施設		
	11	池田郵便局	■ 保健全・医療・福祉施設		
	12	池田栄本町郵便局	■ 商店街		
	13	池田泉州銀行池田営業部	■ その他の施設		
教育・文化施設等	14	池田小学校	商業施設・飲食店	22	サンシティ池田
	15	さくら幼稚園		23	ダイエー池田駅前店
	16	市立図書（サンシティ池田）		24	ステーションN
	17	呉服小学校		25	池田栄町商店街
	18	ひめむろこども園			
保健・医療・福祉施設	19	池田病院	公園・運動施設	26	池田駅前公園
	20	保健福祉総合センター		27	光明公園
	21	池田保健所		28	城南3丁目第2公園
				29	辻ヶ池公園
				30	五月山体育館
			その他の施設	31	カップヌードルミュージアム 大阪池田

②石橋阪大前駅周辺地区			約 74ha					
地区の特徴	駅前には昔ながらの趣を残す商店街が広がっているが、大阪大学の学生等も行き交う学生のまちとしての一面もあり、文化、世代、性別を超えた交流が広がるエリアをめざす							
<p>The map shows the Shiohashi-Hondai Station area with a red line indicating the movement promotion area and yellow lines indicating the living-related connection paths. Various facilities are numbered and color-coded according to the legend.</p>								
区分	番号	施設名	区分	番号	施設名			
旅客施設	1	阪急石橋阪大前駅	凡例					
官公庁・金融機関等	2	石橋プラザ			■ 移動等円滑化促進地区（案）			
	3	石橋駅前会館			■ 生活関連経路（案）			
	4	池田石橋郵便局	生活関連施設（案）					
	5	三井住友銀行 石橋支店			■ 旅客施設			
	6	尼崎信用金庫 石橋支店			■ 教育・文化施設等			
	7	北おおさか信用金庫 石橋支店			■ 商業施設・飲食店 (●●● 商店街)			
	8	関西みらい銀行 石橋支店			■ 公園・運動施設			
	9	池田泉州銀行 石橋支店			■ 官公庁・金融機関等			
	10	池田北豊島郵便局			■ 保健・医療・福祉施設			
教育・文化施設等	11	市民文化会館	商業施設・飲食店	18	阪急オアシス 石橋店			
	12	カルチャープラザ		19	食品館アプロ 石橋店			
	13	天神保育園		20	シェフカワカミ 池田店			
	14	宣真認定こども園		21	フードネットマート 石橋店			
	15	宣真高等学校	公園・運動施設	22	石橋駅前公園			
	16	北豊島小学校		23	豊島野公園			
保健・医療・福祉施設	17	マックシール巽病院		24	総合スポーツセンター			
				25	フィットネスクラブティップネス石橋			

③伏尾台地区		約 67ha					
地区の特徴	市の中心部から車で 15 分の小高い丘の上にある住宅地で、市内でもっとも高齢化が進むエリアであるが、地域コミュニティによる活動が盛んであり、高齢者等にやさしいエリア交通の構築とユニバーサルデザインを推進し、子どもからシニア世代のひとりひとりがいきいきと活動できるエリアをめざす						
区分	番号	施設名	区分	番号	施設名		
官公庁・金融機関等	1	伏尾台コミュニティプラザ	凡例	移動等円滑化促進地区（案）			
	2	コミュニティセンター 伏尾台第一会館		生活関連経路（案）			
	3	コミュニティセンター 伏尾台第二会館		生活関連施設（案）			
	4	池田伏尾台郵便局		旅客施設	官公庁・金融機関等		
教育・文化施設等	5	ほそごう学園		教育・文化施設等	保健・医療・福祉施設		
	6	ふしお台保育所		商業施設・飲食店 (●●● 商店街)			
	7	友星幼稚園		公園・運動施設	その他の施設		
商業施設・飲食店	8	コープミニ伏尾台					
	公園・運動施設	9		伏尾台中央公園	公園・運動施設	13	伏尾台西公園（一部）
		10		伏尾台北中央公園		14	伏尾台第1公園
		11		伏尾台北公園	その他の施設	15	伏尾台小学校跡地（はぐの里）
12		伏尾台南公園					

④呉羽の里地区			約 27ha					
地区の特徴	バスを中心とした公共交通ネットワークが充実しており、周辺の住宅地の生活を支える拠点として商店等が集積するエリアであるが、高齢者の増加に備えたバリアフリー化等、生活サービス拠点の機能維持と充実をめざす							
<p>The map shows the layout of the Kuwabano-no-sato area with numbered locations 1 through 11. A red line outlines the '移動等円滑化促進地区 (案)' (Promotion Area for Smooth Movement), and a yellow line outlines the '生活関連経路 (案)' (Promotion Route for Daily Life). A pink shaded area indicates the '敬老の里地区 移動等円滑化促進地区' (Senior Citizen Area Promotion Area for Smooth Movement). A north arrow and a scale bar (0m, 100m, 200m) are also present.</p>								
区分	番号	施設名	区分	番号	施設名			
官公庁・金融機関等	1	南畠会館	凡例					
	2	秦野会館	■ 移動等円滑化促進地区 (案)					
	3	池田畠郵便局	■ 生活関連経路 (案)					
	4	池田泉州銀行 池田東支店	■ ■ ■ ■					
教育・文化施設等	5	秦野小学校	生活関連施設 (案)					
	6	あおぞら幼稚園	■ 旅客施設					
	7	緑丘小学校	■ 教育・文化施設等					
	8	池田旭丘幼稚園	■ 商業施設・飲食店 (●●● 商店街)					
	9	緑丘保育園	■ 公園・運動施設					
商業施設・飲食店	10	食品館アプロ 池田店	公園・運動施設	11	南畠公園			

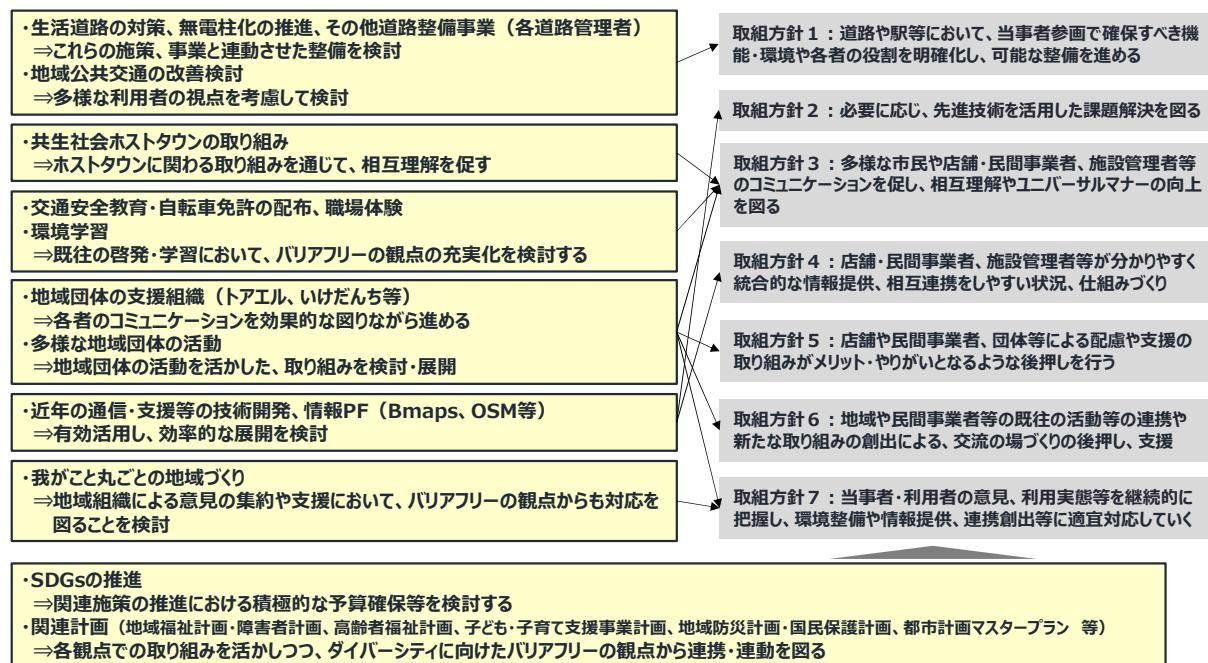
⑤敬老の里地区			約 30ha					
地区の特徴	敬老会館や万寿荘、白寿荘を中心に『敬老の里』と呼ばれる地区。北には、やまばと学園、南には石橋公園が位置する。敬老会館等の公共施設の老朽化に伴い、周辺公共施設も含め大規模な見直しを行う構想がある							
								
区分	番号	施設名	区分	番号	施設名			
官公庁・金融機関等	1	井口堂北会館	凡例					
	2	花園会館	■ 移動等円滑化促進地区（案）					
	3	池田井口堂郵便局	■ 生活関連経路（案）					
教育・文化施設等	4	やまばと学園	生活関連施設（案）					
	5	石橋保育所	■ 旅客施設					
保健・医療・福祉施設	6	白寿荘	■ 教育・文化施設等					
	7	敬老会館	■ 商業施設・飲食店 (●··· 商店街)					
	8	万寿荘	■ 公園・運動施設					
商業施設・飲食店当	9	コープミニ井口堂	■ 官公庁・金融機関等					
	10	イズミヤ 池田旭丘店	■ 保健・医療・福祉施設					
		■ 商業施設・飲食店 (●··· 商店街)						
		■ 公園・運動施設						
		■ その他の施設						
		■ 公園・運動施設		11	石橋公園			

5. 移動等円滑化の促進に向けた取組

5-1 取組の考え方

第3章に整理した方向性を踏まえて、様々な取組を進めていく必要がありますが、予算面や人的資源の制約がある一方、類似・関連するものがすでに地域内で進められていたり、今後進められる予定となっている取組もあります。

各取組方針に対し、以下に示すような行政や地域の取組、全国的な動向・技術開発等を踏まえ、展開していくこととします。



5-2 取組の内容

前項の観点を踏まえ、取組方針に基づいて実施していく取組を以下に示します。

取組方針 1：道路や駅等において、当事者参画で確保すべき機能・環境や各者の役割を明確化し、可能な整備を進める
(1) 当事者参加による当面の具体的な取組内容の設定【基本構想関連】 (2) 関連施策と連携した整備等の検討・調整 (3) 関係機関等と連携したバリアフリーマップ等の作成・発信
取組方針 2：必要に応じ、先進技術を活用した課題解決を図る
(1) 情報通信技術等を活用した案内等の検討 (2) 研究機関等と連携したツールの活用可能性検討
取組方針 3：多様な市民や店舗・民間事業者、施設管理者等のコミュニケーションを促し、相互理解やユニバーサルマナーの向上を図る
(1) 交通や地域社会に関する教育機会を活かした啓発活動 (2) 関連するイベント等を活かした市民や事業者等への発信、雰囲気づくり（共生社会ホストタウンとの連動等） (3) 支援組織等と連携した、地域内のコミュニケーションや相互理解の創出・活性化（災害時等も含めて）
取組方針 4：店舗・民間事業者、施設管理者等が分かりやすく統合的な情報提供、相互連携をしやすい状況、仕組みづくり
(1) 既往のツールを活用した取組状況の発信の仕組みづくり (2) 施設、店舗等による相互連携の推進
取組方針 5：店舗や民間事業者、団体等による配慮や支援の取組がメリット・やりがいとなるような後押しを行う
(1) 店舗等への情報提供、学習機会の創出 (2) 配慮の後押しとなる雰囲気づくり、仕組みの検討
取組方針 6：地域や民間事業者等の既往の活動等の連携や新たな取組の創出による、交流の場づくりの後押し、支援
(1) 各種の支援活動等の情報収集・発信、連携強化の検討 (2) 利便性が高く居場所となる交流拠点づくりの検討
取組方針 7：当事者・利用者の意見、利用実態等を継続的に把握し、環境整備や情報提供、連携創出等に適宜対応していく
(1) 各種地域組織と連携した意見収集、意見交換のしくみづくり（我がこと・丸ごとの地域づくりとの連動等） (2) 協議会を活用した継続的な評価、見直し等の推進【基本構想関連】

5-3 当事者参画による課題等の明確化と整備の推進

(1) 当事者参加による当面の具体的な取組内容の設定【基本構想関連】

当事者の参画により、道路や公共交通施設、公共施設等の問題箇所・課題等の洗い出しや望ましい状況等を把握し、関係者の連携により整備を推進します。

また、鉄道や路線バスなどの公共交通機関についても、当事者の観点からの使いやすさや利便性の「向上、安全性の向上（ホームドア等）を図るほか、**福祉バスの廃止や地域における移動支援の取組も踏まえ、移動環境の確保に向けた検討を進めます。**

▼阪急バス（阪急池田駅）



▼施設循環福祉バス（池田市役所前）



(2) 関連施策と連携した整備等の検討・調整

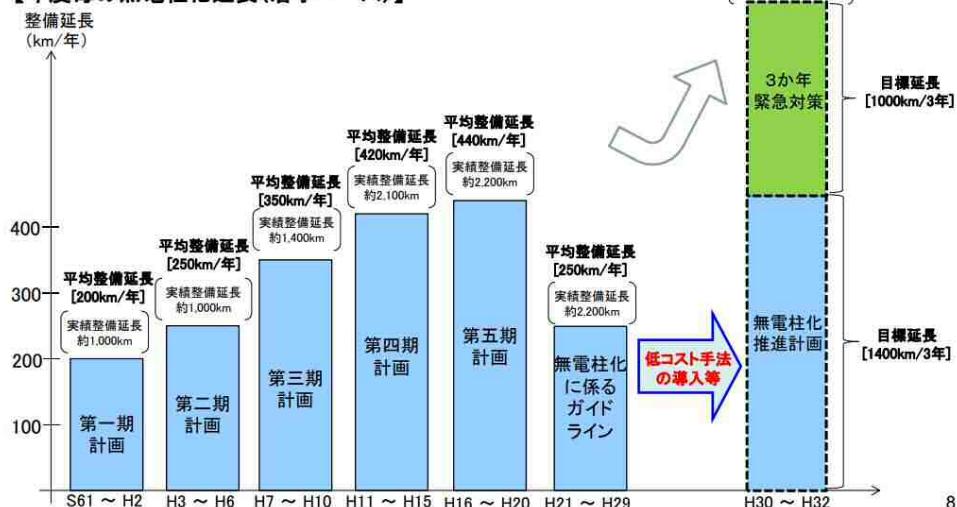
生活道路における安全対策や無電柱化等の関連施策に併せて、バリアフリー化の観点も踏まえた上で、地域内の整備を推進していきます。

▼全国的な無電柱化の推進

無電柱化の整備延長の推移

- 無電柱化推進計画の約1,400kmに、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の約1,000kmを加えた、計約2,400kmについて整備を推進

【年度毎の無電柱化延長(着手ベース)】



出典：無電柱化推進のあり方検討委員会資料（国土交通省）

(3) 関係機関等と連携したバリアフリーマップ等の作成・発信

市内の各施設や道路等のバリアフリー状況について、ワンストップで情報発信できるプラットフォームなどについて、**共生社会ホストタウンでの関連取組を活かしながら、関係者との連携により検討します。その際、新しい生活様式も踏まえた外出・活動促進に向けた各種情報の連携、災害時の避難所の情報の提供等についても考慮していきます。**

バリアフリー法第24条の8（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するためには必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場※、特定公園施設※及び特別特定建築物※を利用するためには必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

※1 500m以上の駐車場

※2 移動等円滑化が特に必要な公園施設（園路、広場、休憩所、便所 等）

※3 不特定かつ多数者が利用し、又は高齢者・障がい者等が利用する、移動等円滑化が特に必要な建築物（特別支援学校、病院・診療所、集会場、百貨店、ホテル・旅館、保健所・税務署等、老人ホーム・福祉ホーム、体育館、博物館等、飲食店、サービス業を営む店舗、交通施設、公衆便所、公共用歩廊 等）

▼バリアフリーマップの事例（大阪府高槻市）



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

5-4 先進技術の活用による課題解決策の検討

(1) 情報通信技術等を活用した案内等の検討

道路・施設等のハード面の整備を進めるだけでなく、スマートフォン等の端末を活用した視覚障がい者への経路案内や、**オンラインを活用したコミュニケーション機会の創出**のような、情報通信技術の活用、ソフト面での取組について検討します。

(2) 研究機関等と連携したツールの活用可能性検討

大学や民間企業等と連携し、先進技術を活用した移動手段等のツールについて、開発・活用等の可能性を検討していきます。

5-5 多様な関係者のコミュニケーションによる相互理解・ユニバーサルマナーの向上

(1) 交通や地域社会に関する教育機会を活かした啓発活動

本市で現在実施されている学校教育における交通安全教室や自転車安全教室、環境学習、職場体験等や、社会科における安全・地図づくり等の学習（4年）等の機会において、バリアフリーや相互理解の観点からそれぞれの学習の狙いを深めていくことを狙いとして、各者と協力、連携することを通じてバリアフリーやユニバーサルマナーの認知、意識醸成に取り組みます。

▼自転車安全教室・免許証授与



出典：池田市教育委員会

(2) 関連するイベント等を活かした市民や事業者等への発信、雰囲気づくり（共生社会ホストタウンとの連動等）

共生社会の実現に向けた各種関連するイベント等の機会を活用し、市民や交通事業者、店舗・施設等に対する情報発信や意識醸成等の雰囲気づくりに取り組みます。

(3) 支援組織等と連携した、地域内のコミュニケーションや相互理解の創出・活性化（災害時等も含めて）

共生社会ホストタウンでの関連取組の検討機会や、池田市内において地域活動に取り組んでいる支援組織の活動等と連携し、地域内でのコミュニケーションや相互理解の場を創出、継続していくための支援を行い、地域における相互理解を深めていくための素地づくりを進めます。

▼計画策定に際し地域で実施されたコミュニケーション機会の例

5-6 統合的な情報提供や相互連携の仕組みづくり

(1) 既往のツールを活用した取組状況の発信の仕組みづくり

各種施設や道路等のバリアフリー化状況、各種設備の設置状況等について、既存のバリアフリーマップへの掲載や、アプリ等を活用したオープンプラットフォームによる様々な情報を集約・発信できる仕組みづくりを検討します。

▼バリアフリー情報の口コミサイト「Bmaps」



出典：Bmaps

(2) 施設、店舗等による相互連携の推進

地域と連携し、施設機能の問題点や周辺情報について把握・発信するとともに、それぞれが連携してバリアフリー化等を推進するよう取り組みます。

5-7 店舗や民間事業者、団体等の取組を後押しする仕組みの検討

(1) 店舗等への情報提供、学習機会の創出

高齢者や障がい者等の当事者が、普段の日常生活の中で施設・店舗等の利用に際し困っていることや求めていること、**新しい生活様式において求められること等**について情報提供するとともに、その対応例や活用可能な行政等の支援等について周知するなど、各施設・店舗において対応が進むよう取り組みます。

▼店舗向けの研修会の実施例

明石市主催～オリパラ基本推進調査（共生社会ホストタウン）モデル事業～

障害のある人・高齢者への対応方法をマナーとして学ぶ

ユニバーサルマナー研修会

いよいよ来年の夏には東京パラリンピックが開催されます。国から「共生社会ホストタウン」の指定を受けている明石市では、パラリンピック選手との交流だけでなく、大会終了後も障害のある人も安心して過ごせるまちを、市民や事業者の皆さんとともに目指し続けていきたいと考えています。

障害者への対応方法というは特別なものではなく、ひとつの「マナー」です。自分とは違う誰かのことを思いやり、理解すること。それらは決して難しいことではありません。

今回、障害のある人ととの接し方をマナーとして身につけるための「ユニバーサルマナー検定」3級（通常、検定料 5,000 円）を無料で取得していただける研修会を実施します。この機会に、ぜひご参加ください。

**2019年
11月6日(水)、7日(木)
14:00～16:00**

会場 明石商工会議所 6階集会室
JR・山陽電鉄「明石」駅下車、北側西へ徒歩2分

定員 各日 50 名（先着順）

申込方法
メールまたはFAXにて、①受講者氏名、②連絡先、③希望日、④事業者名 の4点をご連絡ください。
※申込締切は 10月29日(火)です。

**参加費は
無料です**

**ユニバーサルマナー検定
3級カリキュラム（2時間）**
講義 75 分
・障害とは何か
・優しいおもてなしとは何か
演習問題 45 分
・グループ演習に取り組みます。
受講者全員認定

お申し込み・お問い合わせはこちらまで

明石市福祉総務課障害者施策担当
ユニバーサル研修会担当：白石・廣田
電話 078-918-5142 FAX 078-918-5048
Eメール hukushi@city.akashi.lg.jp

出典：明石市

(2) 配慮の後押しとなる雰囲気づくり、仕組みの検討

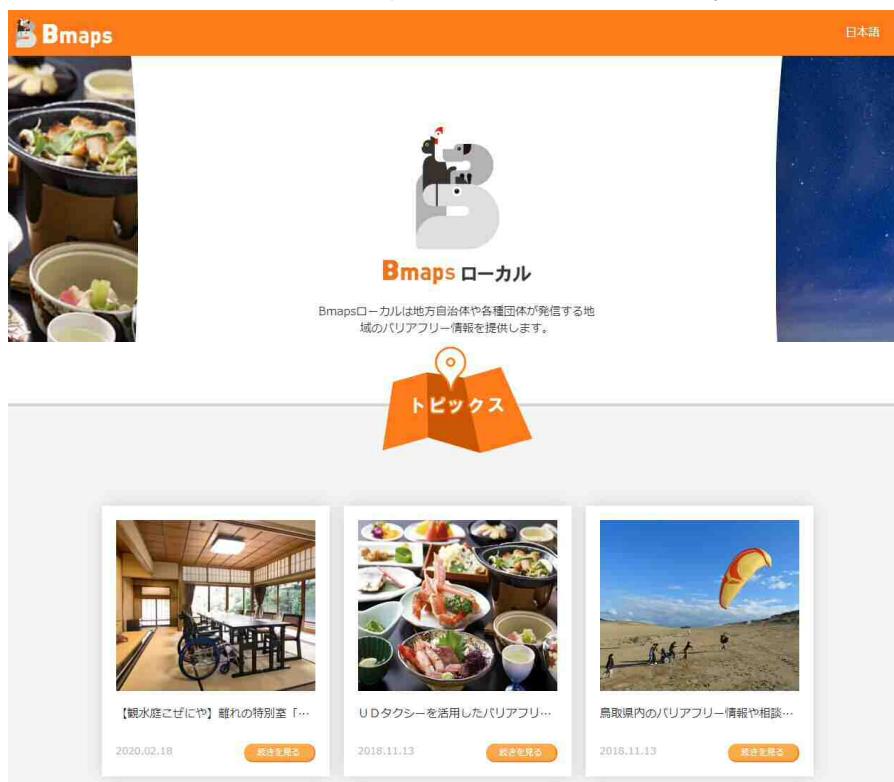
情報提供や支援だけでなく、積極的な取組を行う施設・店舗等の登録・顕彰のほか、利用者の口コミを活用した社会全体としての雰囲気づくりを進める仕組みを検討します。

▼店舗等の認定・顕彰事業の例



出典：倉敷市

▼行政が民間プラットフォームと連携し店舗等のバリアフリー情報を発信している例



出典 Bmaps ローカル

5-8 関係者同士が連携した活動や交流の場づくりの推進

(1) 各種の支援活動等の情報収集・発信、連携強化の検討

関連組織や地域団体等が取り組む支援活動やイベント等について、情報を集約・発信するとともに、それら連携強化を図っていくための、仕組みやプラットフォームのあり方についてトアエル（池田市公益活動促進協議会）等と連携して検討し、必要な取組や仕組みづくり、団体への支援を進めています。

▼トアエル（池田市公益活動促進協議会）



出典：トアエル

(2) 利便性が高く居場所となる交流拠点づくりの検討

当事者の社会参画を促すため、当事者同士及び当事者と地域などの交流を促していく上で必要となる拠点・場や機能、運営等のあり方について、関連計画における施設の再編や拠点づくりの取り組み状況も踏まえ、検討していきます。

▼交流拠点整備例



プロジェクトについて 助成団体紹介

2019年2月24日（日）、鳥取県から鳥取駅に向う通り沿い位置する若桜街道商店街の一角に、アートを媒介とした中心市街地活性化に向けた交流拠点が整備されました。同拠点整備は、「暮らし日本一」の鳥取県をスローガンに、日本財団が鳥取県と共同で進めるプロジェクトの一環として、日本財団の2018年度助成事業にて実施したもので。本事業は、同商店街振興組合と市内で高校とフリースクールを運営する学校法人（雑誌学園）、就労支援として障がい者のアート活動を行う障がい福祉サービス事業所（アートスペースからふる）が共同で実施するもので、同拠点にてアート教室や関連イベントの開催により、中・高校生に対する学校外での地域活動を通して成功体験の提供、高齢者の生きがい作り、障がい者の地域参画など、年齢や性別、障がいの有無、特性等に捉われず、地域の様々な住民が交流し、お互いに楽しみながら、地域内の孤立防止に取り組みます。



▼民間による障がい者むけオフィス提供事業例



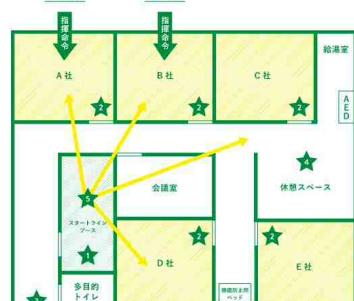
OUR BUSINESS

ローテーション、ハード、ソフトの複数を併用し、定着率80%を実現。

障がい者向けサテライトオフィスサービス



A社(本社) B社(本社)



出典：株式会社スタートライ

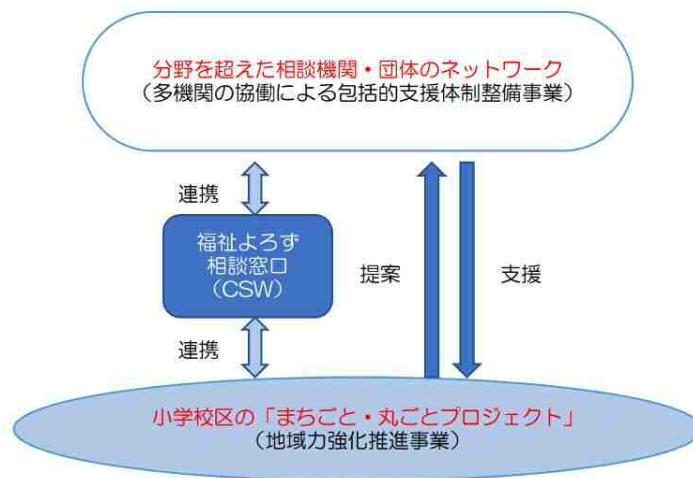
5-9 当事者意見の継続的な把握と評価

(1) 各種地域組織と連携した意見収集、意見交換の仕組みづくり（我がこと・丸ごとの地域づくりとの連動等）

当事者の意見や実態等を継続的に把握するため、福祉分野・社会福祉協議会等と連携し、地域と連携した意見交換等の場づくりについて検討します。

▼池田市我が事・丸ごと地域づくり

池田市「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業 イメージ図



出典：池田市

The screenshot shows the homepage of the 'Itami City Social Welfare Association' (社会福祉法人 池田市社会福祉協議会). The header features the association's logo and name. A contact number 'TEL 072-751-0421' and operating hours ('月曜～金曜 8:45～17:15 (土・日・祝日・年末年始は休み)') are displayed. The main menu includes 'トップページ', '池田市社協とは?', '社協の利用案内', '広報紙のご案内', and 'お問い合わせ・アクセス'. On the left, a sidebar lists various services: '70周年記念特集', '地区福祉委員会', 'サロン情報', '地域福祉活動推進計画 (1 -)', '社協会員について', 'いけだファミリー・サポート', 'CSW (コミュニティソーシャルワーカー)', '居場所「つむぎ」', '福祉よろず相談窓口', 'まちごと・丸ごとプロジェクト', '介護保険・障がい者総合支援', and '障がい者地域生活支援センター'. The central content area features a section titled 'まちごと・丸ごとプロジェクト' with sub-sections for 'まちごと・丸ごとプロジェクトとは?' and 'まちごと・丸ごとプロジェクトのすすめ方'. The 'すすめ方' section includes a sub-point about 'ワークショップの開催' and another about '福祉ネットワーク会議の開催'. An illustration of people working together is shown on the right side of the page.

出典：池田市社会福祉協議会

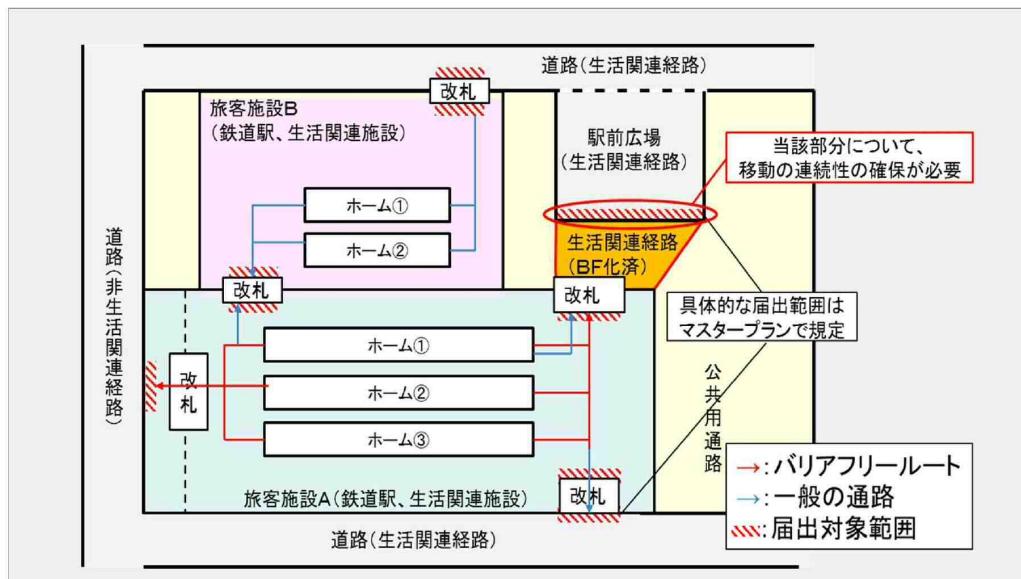
(2) 協議会を活用した継続的な評価、見直し等の推進【基本構想関連】

バリアフリー化の着実な推進に向け、協議会の場を活用し、マスタープランの継続的な評価や見直しに取り組みます。

6. 届出制度

6-1 届出制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、マスターplanで設定される移動等円滑化促進区域内において、生活関連施設である旅客施設や生活関連経路の改良等にあたり、他の施設と接する部分（出入口等）の構造の変更等を行う場合、行為着手の30日前までに市へ届け出なければならないこととされています。
(バリアフリー法第24条の6)



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（H31.3 国土交通省）

図 6-1 届出対象のイメージ

6-2 届出制度の対象の指定

本市において届出の対象とする旅客施設及び道路は下表のとおりとする。

地区名	旅客施設	道路	届出の範囲
池田地区	阪急電鉄池田駅	・池田駅前広場線	駅前広場（ロータリー）との連続性確保
石橋地区	阪急電鉄石橋阪大前駅	・天神石橋線	鉄道駅施設との連続性確保

参考：届出制度の対象とならないが、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為を行う場合配慮を要する箇所

地区名	旅客施設に準ずるもの	道路・施設等	配慮を要する事項
伏尾台地区	阪急バス伏尾台センターバス停	●●線	バス利用者の乗降円滑性確保
呉羽の里地区	阪急バス呉羽の里バス停	●●線	バス利用者の乗降円滑性確保
敬老の里地区	—	—	—

7. バリアフリー化の推進に向けた進め方と推進・評価体制について

以上の取組を進めるためには、行政だけでなく、交通事業者や施設管理者、市民・当事者等の関係各者が議論を深めながら、一つひとつの整備やしくみづくり、機会創出を進めていく必要があります。

そのため本市は、市民・当事者との連携を円滑に進めていくよう、活動支援組織等との連携・協力を図り、各者のコミュニケーションの場づくりや意見交換、具体的な取組の整理を進めるとともに、施設や店舗・交通事業者、道路管理者等への後押し等を行なながら進めることとします。

それらとあわせ、本計画全体の進捗状況については、バリアフリー推進協議会が定期的に確認を行うとともに、新しい生活様式等に関する動向変化も踏まえ、必要に応じて計画の見直し等を行うこととします。

また、本市は上記の活動支援組織等と連携し、道路空間整備や次世代モビリティ確保、ICT・AI導入、SDGs 等の全国的な政策動向も見据え、各種の予算確保に努め、取組の推進を図ります。

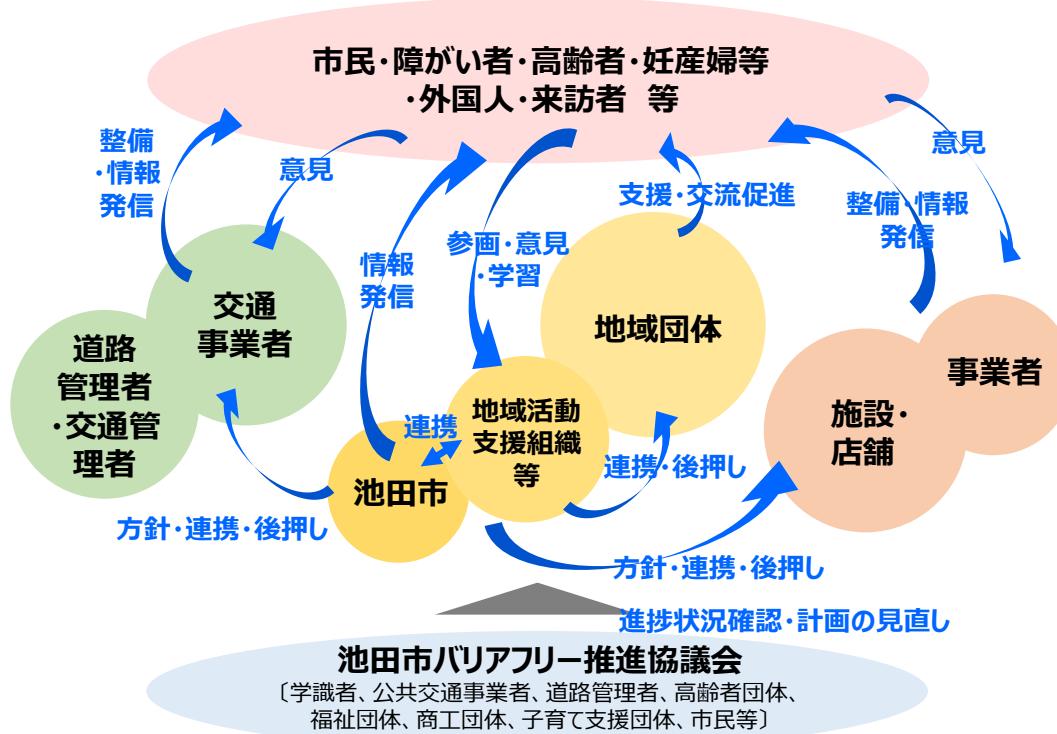


図 7-1 推進・評価の体制

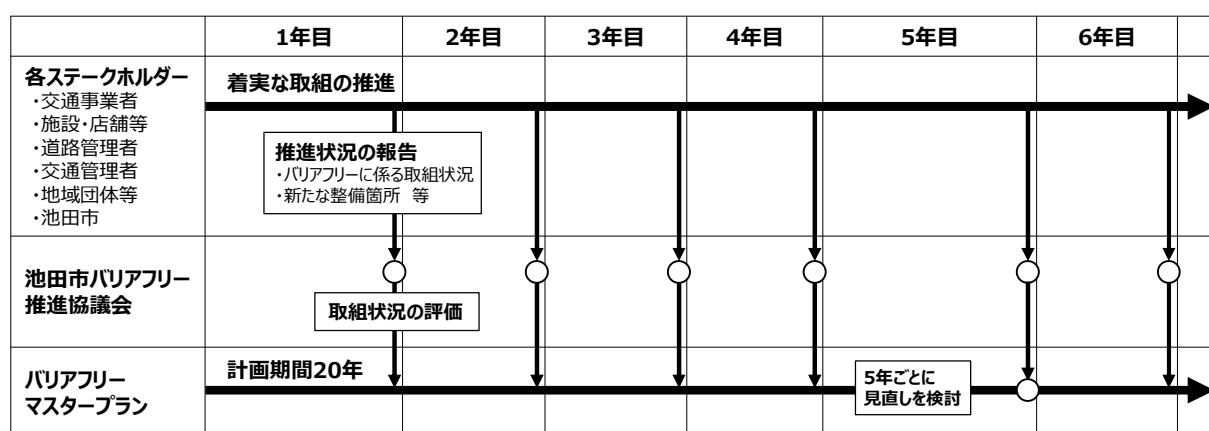


図 7-2 推進・評価の進め方（イメージ）